

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

2021年度事業報告

(自：2021年4月1日 至：2022年3月31日)

定款第3条の「本協会は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする」を達成するため、定款第4条に基づき、次の具体的事業に取り組んだ。

1. 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する事業

1) 精神障害者等の権利擁護に関する施策提言等に関する事業

(1) 精神障害者の権利擁護に関する具体的な施策提言をはじめ、精神保健医療福祉を主とした障害保健福祉制度改革に係る意見表明及び要望活動等（「2021年度提出要望書・見解等」参照）

○横浜市における不適切な生活保護申請対応を受けた今後の生活保護行政の改善・再発防止に関する要望（2021/04/13）

○札幌地裁「新・人間裁判」の判決に対する声明（2021/04/14）

○横浜市における不適切な生活保護申請対応をめぐって（2021/04/15）

○新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止に向けた緊急事態宣言を受けて～精神保健福祉士として子どもと家族をはじめ支援を要するすべての人を支えましょう～（2021/05/02）

○ヤングケアラーに対する支援の充実に向けて（2021/05/24）

○福岡地裁「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟」判決に対する声明（2021/05/24）

○声明：私たちは大麻使用罪の創設に反対します！（大麻使用罪創設に反対する依存症関連団体・支援者ネットワーク）

○「大麻使用罪」創設に関する緊急要望書

○精神科病院における入院患者集団虐待事件に関する声明～第2報～（2021/07/18）

○精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見（2021/07/21）

○生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化に対する声明（日本ソーシャルワーカー連盟）（2021/09/17）

○障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに関する意見（2022/02/01）

○障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに関する意見（2022/02/08）

○旧優生保護法大阪高裁判決に対する声明（2022/02/25）

○障害者総合支援法改正に係る要望書（2022/03/10）

(2) 「精神保健医療福祉の将来ビジョン」の策定及び普及

本協会及び精神保健福祉士が目指す20年後の社会を言語化した「精神保健医療福祉の将来ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定した。ビジョンは、その理念・象徴である「スローガン」と、ビジョンの達成に向けて精神保健福祉士一人ひとりが継続していくべき「9つの実践」で構成している。

また、ビジョンを作成した背景、検討・議論の経過等が分かりやすく伝わるよう創意工夫を凝らした動画を作成してウェブサイトに掲載し、構成員への普及に努めた。

[スローガン] すべての人に、「コノ邦ニ生キル幸セ」を。

[9つの実践]

<主体性の尊重（ミクロ）>

1. 必要な人すべてにソーシャルワークを届ける

2. 医療の主体的な選択を支援する

3. その人の望む暮らしの実現に向けてかかわる

<多様性の尊重（メゾ）>

4. 個性が尊重され、多様性を認め合えるコミュニティにする

5. 適切で良質な精神医療を身近な地域で提供できるようにする

6. 誰もが希望する形で社会参加できる地域をつくる

<包摂性の追求（マクロ）>

7. メンタルヘルスリテラシーを高め、ストレスに向き合うことのできる社会をつくる

8. 精神疾患や精神障害へのスティグマを解消する

9. 人権が尊重される共生社会をともに実現する

(3) 「精神保健医療福祉の将来ビジョン」の達成に向けた長期目標及び中期計画の策定

ビジョンの達成に向けて、2032年度までに達成すべき長期目標と2022年度から2026年度までの5か年度を計画年度とした「人材育成」、「組織強化」、「政策提言」の3つの柱における具体的な取り組みを掲げた中期計画を策定した。

(4) 「精神障害者の社会的復権」の普及啓発

精神障害者の社会的復権の実現に向けて、「札幌宣言」から40年の時を経た今日、当初に掲げられた精神障害者の社会的復権の現状を把握し、現代の社会的復権の課題を明確化するため、次を実施した。

①コラムの連載

「社会的復権について～私の実践」をテーマに2019年度から連載しているウェブサイト上でのコラムを継続（7回）した。

②「社会的復権を語ろう月間」の設定及び普及啓発

「札幌宣言」（1982年）を公表した6月を「社会的復権を語ろう月間」と定め、毎年各地で精神障害者の権利擁護について継続的に語り合い、各自の実践や立ち位置を点検し、精神障害者の社会的復権を成し遂げるための活動の機会を準備した。

また、普及啓発の一環として、「精神保健医療福祉の将来ビジョン」のスローガンとともに本協会の封筒（角2、長3）へのメッセージの掲載やMembership Cardへの本協会の「目的」を掲載した。

(5) 「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業の実施（厚生労働省令和3年度自殺防止対策事業）

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、国及び地方自治体の実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」における夜間の電話相談体制を補完・強化することを通して、自殺防止に資することを目的として実施した。

具体的には、全国を6つに区分したブロック毎に相談拠点を設置し、相談拠点を設置した宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県に所在する本協会都府県支部及び都府県精神保健福祉士協会、一般社団法人日本精神科看護協会、一般社団法人日本公認心理師協会の協力の下、月曜日から金曜日（祝日含む）まで間の18時30分から22時30分（電話受付は22時）まで4時間、相談援助専門職による電話相談対応を行った。

[総受電件数] 18,158件（1日平均69.6件）（2022年3月末時点）

[希死念慮相談] 2,745件（6.6件に1件程度）

[通報件数] 91件（通報に至ったのは希死念慮相談の約3.3%）

(6) 「子どもと家族の相談窓口（Eメール対応）」事業の実施（日本財団2021年度助成事業）

24時間受け付ける相談専用Eメール（緊急相談は電話）による相談事業に取り組んだ。相談者は子どもから成人・親の立場、内容は親の暴力虐待、子育て不安、家族の精神疾患に関する相談など多岐に渡り、傾向の分析に入っている。

[相談件数] 202件（202人） [返信回数] 239回（2022年3月末時点）

(7) 「令和3年度障害福祉サービス報酬改定に関する情報窓口」の開設

当該改訂が障害福祉サービスの現状にどのような影響をもたらすのか、効果測定をしていく必要があることから、構成員からの情報提供窓口をウェブサイト上に開設した。

[受付期間] 2021年7月21日(金)～2022年1月4日(火) [情報件数] 4件

2) 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」運営事業

(1) 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」の運営活動

本協会が設置する認定成年後見人ネットワーク「クローバー」(以下「クローバー」という。)を主体として、候補者名簿登録者からの成年後見人等の推薦や、受任した成年後見人等への支援および監査等を実施した。

本協会ウェブサイト内に設けた「クローバー」コーナーを通じて、クローバーNEWS(年4回、第44号～第47号)を掲載し、活動状況を報告するなど情報周知に努めた。また、ウェブサイト内「クローバー」の充実を図った。

<登録状況(2022年3月28日現在)>

[登録者数] 233人(ブロック別内訳/北海道7、東北14、関東・甲信越100、東海・北陸23、近畿20、中国10、四国10、九州・沖縄49)

<受任相談・受任状況(2022年3月17日現在)>

[家庭裁判所等からの受任相談件数] 461件(通算)

(受任中) 184件(北海道3、青森県2、岩手県2、宮城県6、山形県1、福島県2、埼玉県7、千葉県1、東京都56、神奈川県12、長野県1、岐阜県1、静岡県6、愛知県3、大阪府10、鳥取県1、山口県1、愛媛県1、福岡県24、熊本県25、宮崎県3、鹿児島県3、沖縄県7)

(受任終了) 77件(北海道2、宮城県1、東京都27、神奈川県7、山梨県1、静岡県2、愛知県2、大阪府3、鳥取県1、愛媛県1、福岡県21、熊本県7)

(受任前調整中) 10件(広島県1、福岡県1、熊本県1、家庭裁判所外7)

(受任不可等) 189件

<クローバーNEWS>

[第44号] 2021年6月 [第45号] 2021年11月 [第46号] 2022年1月

[第47号] 2022年3月

(2) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動

「コロナ禍における身上保護実態調査に関する調査」と「研修受講に係るニーズ調査」を実施した。

(3) 認定成年後見人等養成研修・認定成年後見人継続研修及び課題別研修の実施

コロナ禍の影響を受けながらも各種研修を再開した。4日間の養成研修は、入門編(2日間)と応用・実務編(2日間)の2部構成とし、研修内容も新シラバスへ刷新した。入門編は課題別研修も兼ねた。いずれも集合型研修は回避し、オンライン研修とした。

認定成年後見人養成研修(入門編)・課題別研修は、8月20日～9月7日の事前視聴と9月20日のオンライン研修を1回実施した(修了者40人)。認定成年後見人養成研修(応用・実務編)は、10月20日～11月7日の事前視聴と11月21日のオンライン研修(修了者14人)、12月17日～2022年1月6日の事前視聴と1月23日のオンライン研修(修了者15人)の2回実施した。継続研修は、10月10日(修了者52人)と1月15日(修了者51人)の2回、オンライン研修を実施した。

(4) クローバー運営機能の一部について支部または都道府県協会への移譲についての検討

全国を対象としたクローバーの運営事務が年々増大する状況や、地域ごとの支援ネットワークへ成年後見制度が加わっていく潮流を鑑み、業務の一部を地域へ移行できないか検討を始めた。

(5) その他

家庭裁判所等との連携、成年後見制度利用促進推進機関を担う社会福祉協議会を中心とした地域ごとの連絡協議会等へ参加した。

厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議ワーキンググループにおいて、5月20日に専門職団体としてヒアリングへ出席した。

2. 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業

1) 「生涯研修制度基本要綱」に基づく各種研修事業

本協会構成員の自己研鑽の継続性を確保し、個々の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉の発展に寄与するため、「生涯研修制度基本要綱」に基づく生涯研修制度（3体系）による各種研修事業について、新型コロナウイルス感染予防の視点を重視し、原則WEB会議システム（Zoom）を使用して実施した。

(1) 基幹研修

①基礎研修

[修了者] 559人（新規入会者の構成員ハンドブックに基づく自己学習）

②基幹研修Ⅰ

次の都道府県精神保健福祉士協会等に委託して実施した。

[開催数] 39都道府県30か所（単独開催25か所、共催5か所／北海道、宮城県、秋田県（青森県・岩手県）、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、富山県（石川県・福井県）、静岡県、愛知県（岐阜県・三重県）、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県（鳥取県）、岡山県、徳島県（香川県、高知県）、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県）

[修了者] 563人（構成員：444人、非構成員：119人）

③基幹研修Ⅱ

<第34回> [日程] 2022年1月12日（水）～2月13日（日）、2月27日（日）

[方法] 講義1から3まで事前視聴（eラーニング）、演習はZoomミーティング

[修了者] 32人

<委託> [開催数] 7か所（宮城県、東京都、神奈川県、三重県、山口県、高知県、福岡県）

[方法] Zoomミーティング [修了者] 292人

④基幹研修Ⅲ

<第48回> [日程] 2021年5月28日（金）～6月13日（日）、6月27日（日）

[方法] 講義1から3まで事前視聴（eラーニング）、演習等はZoomミーティング

[修了者] 30人

<第49回> [日程] 2021年8月3日（火）～10日（月）、9月5日（日）

[方法] 同上 [修了者] 17人

<第50回> [日程] 2021年10月27日（水）～11月28日（日）、12月12日（日）

[方法] 同上 [修了者] 57人

⑤更新研修

<第56回> [日程] 2021年4月27日（火）～5月16日（日）、5月30日（日）

[方法] 講義の事前視聴（eラーニング）、演習等はZoomミーティング
[修了者] 48人

<第57回> [日程] 2021年5月17日（月）～5月30日（日）、6月13日（日）

[方法] 同上 [修了者] 48人

- <第58回> [日 程] 2021年6月8日(火)～20日(日)、7月4日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 30人
- <第59回> [日 程] 2021年6月15日(火)～27日(日)、7月11日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 46人
- <第60回> [日 程] 2021年6月30日(水)～7月14日(水)、8月1日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 48人
- <第61回> [日 程] 2021年7月21日(水)～8月16日(月)、8月28日(土)
[方 法] 同上 [修了者] 41人
- <第62回> [日 程] 2021年8月3日(火)～16日(月)、9月4日(土)
[方 法] 同上 [修了者] 12人
- <第63回> [日 程] 2021年8月17日(火)～9月5日(月)、9月19日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 44人
- <第64回> [日 程] 2021年9月7日(火)～26日(日)、10月9日(土)
[方 法] 同上 [修了者] 22人
- <第65回> [日 程] 2021年9月28日(火)～10月31日(日)、11月14日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 20人
- <第66回> [日 程] 2021年11月9日(火)～12月12日(日)、12月26日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 42人
- <第67回> [日 程] 2021年11月20日(火)～2022年1月4日(火)、1月16日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 40人
- <第68回> [日 程] 2021年12月28日(火)～2022年2月6日(日)、2月23日(水・祝)
[方 法] 同上 [修了者] 60人
- <第69回> [日 程] 2022年1月19日(水)～2月20日(日)、3月6日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 37人
- <第70回> [日 程] 2022年2月2日(水)～3月6日(日)、3月20日(日)
[方 法] 同上 [修了者] 86人

(2) 養成研修(公益財団法人社会福祉振興・試験センター2021年度精神保健福祉士リーダー研修助成事業)

①認定スーパーバイザー養成研修 [基礎編] <第17回>

[日 程] 2021年8月7日(土)～9日(月・祝)

[方 法] Zoom ミーティング [修了者] 11人

②認定スーパーバイザー養成研修 [実践編における研修] <第17回>

[日 程] 2022年2月27日(日) [方 法] Zoom ミーティング

[修了者] 11人

③認定スーパーバイザー更新研修

<第16回> [日 程] 2021年10月24日(日) [方 法] Zoom ミーティング

[修了者] 12人

<第17回> [日 程] 2021年12月5日(日) [方 法] 同上 [修了者] 15人

④認定成年後見人養成研修 [応用・実務編]

<第1回> [日 程] 2021年10月20日(水)～11月7日(日)、11月21日(日)

[方 法] 事前視聴(eラーニング)及びZoom ミーティング

[修了者] 14人

<第2回> [日 程] 2021年12月17日(金)～2022年1月6日(木)、1月23日(日)

[方 法] 同上 [修了者] 15人

⑤クローバー登録者継続研修

<第17回> [日 程] 2021年10月10日(日) [方 法] Zoom ミーティング

[修了者] 52人

<第18回> [日 程] 2022年1月15日(土) [方 法] 同上 [修了者] 51人

⑥クローバー登録者継続研修(ネット学習)

[期 間] 2022年1月25日(火)から2月15日(火)まで [修了者] 113人

[課 題] ①講義動画「意思決定支援のガイドライン(60分)」「利益相反(60分)」

②学習問題(全10問/合格ライン:全問正解)

(3) 課題別研修

①精神保健福祉士実習指導者講習会

<第1回>

[日 程] 2021年7月22日(木・祝)～24日(土)

[方 法] Zoom ミーティング [修了者] 48人

<第2回>

[日 程] 2021年11月3日(水・祝)、6日(土)、7日(日)

[方 法] 同上 [修了者] 48人

<第3回>

[日 程] 2022年2月11日(金・祝)～13日(日)

[方 法] 同上 [修了者] 46人

②ストレスチェック実施者研修

<第1回>

[日 程] 2021年4月25日(日) [方 法] Zoom ミーティング [修了者] 40人

<第2回>

[日 程] 2022年1月30日(日) [方 法] 同上 [修了者] 67人

③認定成年後見人養成研修[入門編]

[日 程] 8月20日(金)～9月7日(火)、9月20日(月・祝)

[方 法] 事前視聴(eラーニング)及びZoom ミーティング

[修了者] 40人

④Eメールによるソーシャルワーク～限界ある情報の中でSOSに対応する～(日本財団2021年度助成事業)

<第1回>

[日 程] 2021年10月24日(日) [方 法] Zoom ミーティング [修了者] 52人

<第2回>

[日 程] 2022年1月10日(月・祝) [方 法] 同上 [修了者] 51人

<オンデマンド配信(第1回時の講義及びパネルディスカッション)>

[視聴期間] 2022年1月10日(月)～24日(月) [視聴者数] 186人

⑤みるみる みえる 人の暮らしと依存症 おうちセミナー～子ども家庭に起こったら?どこからでも誰からでも、確かなりカバリー支援につなげるために～(厚生労働省令和3年度依存症民間団体支援事業)

[日 程] 2022年2月11日(金・祝) [方 法] Zoom ミーティング [修了者] 40人

⑥心のケア相談研修(厚生労働省令和3年度心の健康づくり対策事業)

<第1回>

[日 程] 2021年10月28日(木) [方 法] Zoom ミーティング [修了者] 142人

<第2回>

[日 程] 2022年11月16日(火) [方 法] 同上 [修了者] 121人

2) 精神保健福祉士の資質向上に関する事業

(1) 認定更新要件及び認定後研鑽計画(5年間)の検討

認定精神保健福祉士の取得要件の見直しを含む「改正生涯研修制度(仮称)」の具体的な制

度設計の立案を検討し、「認定精神保健福祉士の新たな更新制度に関する提案」をとりまとめた。

(2) 「さくらセット」導入に係る課題の検討

資質向上支援策として作成した「さくらセット（キャリアラダーとワークシート）」の手引きを作成するとともに、具体的な啓発方法を提示し、次の普及を開始した。

○ウェブサイトの専用ページへの普及啓発用マンガ掲載

○構成員誌における普及啓発記事の連載

○都道府県精神保健福祉士協会等研修会への講師派遣（5回）

3) 認定スーパーバイザーの養成及び質の担保に関する事業

(1) スーパービジョンを担うリーダー養成並びに普及啓発

スーパービジョンを全国に展開するにあたり、個別のスーパービジョンを基礎としたグループスーパービジョンの活用が不可欠であることから、認定スーパーバイザーを対象とした動画を作成し、配信を行った（継続中）。

<講義動画>グループスーパービジョン

[講師] 荒田 寛（龍谷大学 名誉教授） [視聴時間] 72分

[視聴期間] 2022年3月23日（水）～5月31日（火）

(2) ブロック単位でのグループスーパービジョンの実施に向けての体制構築に係る検討

「改正生涯研修制度（仮称）」の「新たな更新制度」における「研鑽」の1つに含まれる「スーパービジョン」の機会が提供できるよう、ブロック単位でのグループスーパービジョンの実施に向けての体制構築に係る検討を行った。

4) 「精神保健福祉士実習指導者講習会」開催連携事業

精神保健福祉援助実習におけるより多くの指導者の資質向上と質の高い精神保健福祉士の養成等に貢献すべく、本協会が実施してきた「精神保健福祉士養成担当職員研修事業」（厚生労働省補助金事業／2010～2014年度）による「精神保健福祉士実習指導者講習会」（以下「実習指導者講習会」という。）により蓄積した実習指導者講習会実施に係る知識や技術について、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下「ソ教連」という。）に加盟する精神保健福祉士養成施設等を経営する学校法人等に提供する事業を実施した。

[連携法人等] 星槎道都大学（北海道）、東北福祉大学（宮城県）、群馬社会福祉専門学校（群馬県）、日本福祉教育専門学校（東京都）、新潟青陵大学（新潟県）、長崎国際大学（長崎県、共催：長崎純心大学、鎮西学院大学）

5) 「研修センター」設置運営事業

(1) 生涯研修制度の実施運営

①基幹研修関係

ア. 基幹研修Ⅰ及びⅡの都道府県協会への委託実施の調整

イ. ブロック会議への基幹研修委託実施状況及び基幹研修修了者状況の報告、次年度以降の都道府県単位及びブロック単位等での委託実施に関する協力要請のための研修企画運営委員の派遣

ウ. 基幹研修Ⅰの未実施地域に所属する構成員への研修受講機会確保のための調整等

エ. 基幹研修Ⅱ・Ⅲ・更新研修の講師及び研修企画運営委員等によるオンライン研修に係るプログラムの企画立案・開催に係る事務的実務、当日の運営、受講者アンケート及び研修スタッフによるモニタリングの実施

オ. 基幹研修Ⅲ・更新研修におけるオンライン演習を側面的にサポートする演習サポーターの募集および選定（延べ応募者数130人／延べ担当者数36人）

カ. 委託事業における研修開催時の非常時対応のためのスマートフォンの貸与

②養成研修・課題別研修

ア. 研修企画運営委員等による研修プログラムの企画立案・開催に係る事務的実務、当日

の運営、受講者アンケート及び研修スタッフによるモニタリングの実施
イ. 次年度研修計画を目的とした認定成年後見人養成研修〔入門編〕の受講ニーズ調査の実施

〔実施期間〕2021年9月15日（水）～11月30日（火）

ウ. 一部研修の助成金等による実施（事業目的、実施計画、実施により得られる成果の活用方法及び予算案等の作成、事業実施報告書の作成等）

エ. 「認定スーパーバイザー」の情報公開のための事務手続きと研修センターだより「Start Line」での周知による構成員のスーパービジョン機会の提供

オ. 各地でグループスーパービジョンを展開していくにあたり、都道府県にて中心的な役割を担う認定スーパーバイザーを対象とした「グループスーパービジョン」動画の作成と公開〔再掲〕

〔視聴期間〕2022年3月23日（水）～5月31日（火）

カ. 精神保健福祉士養成カリキュラム改正に伴う「精神保健福祉士実習指導者講習会」受講者用テキストの見直し

③研修基準関係

研修認定精神保健福祉士、認定精神保健福祉士、認定スーパーバイザー、クローバー登録者からの更新に必要な研修の受講期間延長申請の受付等

(2) 広報活動の展開

①ウェブサイトによる各種情報の提供

②研修センターだより「Start Line」を4回発行し、生涯研修制度に関する周知及び各種研修開催案内を掲載した。

〔No.75〕2021年5月15日 〔No.76〕2021年7月15日 〔No.77〕2020年9月15日

〔No.78〕2022年3月15日

③関係団体を通じた各会員への研修案内周知の依頼

(3) 生涯研修制度関係の要綱等の改正

〔改正〕オンライン研修開催要綱、研修センター会議開催要領、基幹研修シラバス（第2版）

(4) 研修センターに係る会議の開催

精神保健福祉士の資質向上に向けた今後の取り組みに向けて、研修センターに設置された研修企画運営委員会、精神保健福祉士の資質向上推進委員会、認定スーパーバイザー養成委員会それぞれの現状と課題の共有、認定精神保健福祉士の更新までの5年間の仕組みを中心とした生涯研修制度の見直しに関する検討等を行い、「認定精神保健福祉士の新たな更新制度（骨子）」を作成した。

〔日 程〕2021年5月16日（日） 〔方 法〕Zoom ミーティング

〔日 程〕2021年7月4日（日） 〔方 法〕同上

〔日 程〕2021年9月4日（土） 〔方 法〕同上

〔日 程〕2021年11月26日（金） 〔方 法〕同上

〔日 程〕2022年1月24日（月） 〔方 法〕同上

〔日 程〕2022年3月8日（火） 〔方 法〕同上

5) 精神保健福祉士とメディアの連携事業

(1) 「メディア連携セミナー」の開催

メディアの仕組みや実情について構成員の知識と理解を高めるセミナーをオンラインで開催した。

<第1回>

〔日 程〕2021年9月27日（月） 〔方 法〕Zoom ミーティング

〔内 容〕（テーマ）メディア理解の基礎知識～新聞を中心に

（講 師）原 昌平（メディア連携委員長／元読売新聞大阪本社編集委員）

[参加者] 約 40 人

<第 2 回>

[日 程] 2021 年 10 月 28 日 (木)

[内 容] (テーマ) テレビの世界を知る

(講 師) 澤田隆三 (毎日放送 報道アドバイザー兼シニアプロデューサー)

[参加者] 約 50 人

(2) 「メディア関係者と精神保健福祉士の意見交換会」の開催

事件報道のあり方、偏見・差別をなくす報道、医療や福祉を良くする報道、役に立つ情報提供をはじめ、メディアの役割・影響は大きく、課題も数多くある中、メディア関係者と構成員が互いを理解し、連携協力できるようにするため、初めての意見交換会をオンラインで開催した。

[日 程] 2022 年 2 月 26 日 (土) [方 法] Zoom ミーティング

[メディア側からの話題提供者]

磯崎由美 (毎日新聞社 代表室長)、市川 亨 (共同通信社 生活報道部 編集委員)、青山浩平 (NHK 制作局 ETV 特集担当)、風間直樹 (東洋経済新報社 調査報道部長)、山中貴裕 (時事通信社大阪支社)

(3) 北新地ビル放火事件にかかる報道各社への要望

2021 年 12 月 17 日 (金) に大阪府大阪市北区で発生したビル放火事件について、精神障害に関連する事件報道がもたらす影響について、メディア関係者の賢察を求める立場から、慎重な報道を求める要望書を関西地区の報道各社及び大阪府警記者クラブに郵便及び電子メールで送付した。

3. 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業

1) 精神保健福祉士への苦情対応事業

(1) 苦情処理規程に基づく苦情申立への対応

倫理委員会において、苦情処理規程に基づき、構成員に対する苦情申立の処理 (苦情申立書の受理、審査開始の判断、申立人・被申立人への聴取調査、審査報告書の作成等) を行った。

[申立件数] 6 件 (東京都 (2 件)、山梨県、愛知県 (3 件))

[審査開始件数] 4 件 (東京都 (2 件)、山梨県、愛知県)

(2) 電話等による精神保健福祉士への苦情等への対応

事務局に電話等で寄せられる精神保健福祉士への意見・相談・苦情について、事務局員が傾聴・記録し、必要に応じて適切な相談先の紹介や常務理事による対応、苦情申立制度の案内等を行った。

2) 「精神保健福祉士業務指針及び業務分類」の普及啓発事業

(1) 「精神保健福祉士業務指針」動画シリーズの作成・公開

「精神保健福祉士業務指針 第 3 版」の概要及び活用法を紹介する動画シリーズ (各動画 15 分程度) を作成し、順次構成員に公開した (本年 5 月公開完了予定)。

<動画シリーズ：業務指針の概要>

- ・ Chapter 1 : 【第 I 部】 精神保健福祉士の業務における専門性
- ・ Chapter 2 : 【第 II 部】 精神保健福祉士の業務と業務指針
- ・ Chapter 3 : 【第 III 部】 分野別事例集 ①医療分野における精神保健福祉士の業務 ②地域分野における精神保健福祉士の業務 ③行政分野における精神保健福祉士の業務 ④学校教育分野における精神保健福祉士の業務 ⑤産業分野における精神保健福祉士の業務 ⑥分野横断事例の業務展開

<動画シリーズ：業務指針の活用>

・Chapter 4：実習指導への活用

・Chapter 5：日常業務の点検への活用 ①日常業務の点検に業務指針を活用する意義とその概要 ②日常業務点検ワーク（ワークシート付）

(2)「精神保健福祉士業務指針」に係る研修会への講師派遣

山口県精神保健福祉士協会、新潟県精神保健福祉士協会（いずれもオンライン開催）

3)「第56回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会」開催事業 ※通算回数

構成員をはじめとした精神保健福祉士の資質向上と相互交流等を目的に、北海道支部及び一般社団法人北海道精神保健福祉士協会の協力を得て、次の日程等で開催した。

[テーマ] 多様性社会の創造と挑戦～伴に生きる精神保健福祉士～

[日 程] 2021年9月9日（木）～11日（土）※9日（木）午後にプレ企画を開催

[場 所] ウェブ配信によるオンライン開催（ウェブ配信はライブ配信とオンデマンド配信の併用）

[参加者] 1,024人

[後 援] <国・自治体>

厚生労働省、北海道、札幌市

<全国団体>

公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人日本精神神経科診療所協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本精神科看護協会、公益社団法人日本看護協会、公益財団法人日本精神衛生会、日本病院・地域精神医学会、一般社団法人日本作業療法士協会、特定非営利活動法人日本障害者協議会、日本障害フォーラム、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会、特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会、公益社団法人全国精神保健福祉社会連合会、認定特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構、公益社団法人日本てんかん協会、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、きょうされん、社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国社会就労センター協議会、全国精神保健福祉相談員会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会、一般社団法人日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本介護福祉士会、社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国救護施設協議会、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟、公益社団法人日本精神神経学会、日本総合病院精神医学会、公益社団法人全国自治体病院協議会、一般社団法人日本児童青年精神医学会、一般社団法人日本集団精神療法学会、一般社団法人日本精神保健看護学会、日本臨床心理学会、日本デイケア学会、国立精神医療施設長協議会、全国精神保健福祉センター長会、公益社団法人認知症の人と家族の会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会、公益社団法人全国老人保健施設協会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、一般社団法人SST普及協会、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、日本精神障害者リハビリテーション学会、日本職業リハビリテーション学会、特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、社会福祉法人中央共同募金会、更生保護法人日本更生保護協会、日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会、公益財団法人社会福祉振興・試験センター、株式会社福祉新聞社、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本言語聴覚士協会、全国保健所長会、全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク、一般社団法人日本精神保健福祉事業連合、公益社団法人日本発達障害連盟（順不同）

<北海道団体>

一般社団法人北海道精神科病院協会、北海道医師会、一般社団法人札幌市医師会、一般社団法人北海道精神神経科診療所協会、公益社団法人北海道社会福祉士会、一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人北海道介護福祉士会、一般社団法人日本精神科看護協会北海道支部、公益社団法人北海道看護協会、公益社団法人北海道作業療法士会、一般社団法人北海道臨床心理士会、一般社団法人北海道公認心理師協会、特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク、一般社団法人北海道介護支援専門員協会、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、きょうされん北海道支部、特定非営利活動法人札幌精援協、一般社団法人北海道精神障害者家族連合会、特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会、北海道精神保健協会、社会福祉法人北海道社会福祉協議会、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会、北海道弁護士会連合会、札幌弁護士会、北海道新聞社、一般社団法人北海道断酒連合会、特定非営利活動法人札幌連合断酒会（順不同）

4) 「日本精神保健福祉士学会」事業

(1) 「第20回日本精神保健福祉士学会学術集会」の開催 ※通算回数

本協会内に設置する日本精神保健福祉士学会の学術集会として、「第56回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会」との合同企画（主に分科会及びポスターセッション）及び運営等により、北海道支部及び一般社団法人北海道精神保健福祉士協会の協力を得て、同日程等で開催した。

(2) 「精神保健福祉」投稿論文の査読及び査読体制の強化

①査読の実施

2021年度の投稿論文（研究ノート含む）数は10件であった。これに対し各2人の査読者を設定し、査読を行った（現時点での採用決定数3件、再査読・原稿修正中4件、不採用3件）。概ね設定した期間内（3か月）に投稿者へ結果を提示できているが、一部査読に時間がかかっており、期間を超過している案件もある。機関誌編集委員会等との連携を密にしながらかつて対応を行った。

②査読可能な会員に関する情報収集と声掛け

査読委員相互の情報交換等によって、2022年度から新たに3人の協力を得られることとなった。一方、2人辞退者がいたことから結果として1人増員となった。引き続き、査読可能な構成員の情報収集を継続する。

③査読システムのモニタリング

査読者より寄せられる意見を伺いながら対応した。細かな対応方法等、編集業務を委託している株式会社と適宜打ち合わせながら査読システムの運用を行った。

5) 機関誌「精神保健福祉」発行事業

構成員をはじめ精神保健福祉分野に関係する団体、個人等に対して、社会における精神保健福祉に係る様々な情報の提供を行うとともに、精神保健福祉をめぐる状況を踏まえて精神保健福祉士の課題を明確化し、構成員をはじめ精神保健福祉士に対して日常実践の指針となりうる素材を提供するため、年4回（第56回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会・第20回日本精神保健福祉士学会学術集会報告集を含む）発行した。

特に、委員会及び分野別プロジェクトとのタイアップによる企画立案を積極的に行った。各種委員会及び分野別プロジェクトが扱う課題や取り組みについて、誌面を通じて広く発信する機会になる他、執筆者の選定も各ネットワークを活用できる等、双方にとってメリットがあった。

○第52巻第2号（通巻125号）：2021年4月25日発行

〔特集〕分断を越えて；災害支援の経験から学ぶ

○第52巻第3号（通巻126号）：2021年7月25日発行

〔特集〕誌上研修／あたりまえの生活を支えるために；私たちにできること

○第 52 巻第 4 号（通巻 127 号）：2021 年 10 月 25 日発行

〔特 集〕 価値と理念を具現化する精神保健福祉士業務指針；ソーシャルワーク実践を可視化する

○第 53 巻第 1 号（通巻 128 号）：2022 年 1 月 25 日発行

第 56 回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会・第 20 回日本精神保健福祉士学会学術集会報告集

6) 構成員誌「Members' Magazine「精神保健福祉士」」発行事業

構成員への協会活動の広報普及や誌面を通じた情報交換・相互交流の促進を図るため、年 6 回発行した。

〔No.232〕 2021 年 5 月 15 日発行 〔No.233〕 2021 年 7 月 15 日発行

〔No.234〕 2021 年 9 月 15 日発行 〔No.235〕 2021 年 11 月 15 日発行

〔No.236〕 2022 年 1 月 15 日発行 〔No.237〕 2022 年 3 月 15 日発行

7) 精神保健福祉士及び精神保健福祉に関する情報を掲載したウェブサイト運営事業

構成員をはじめ広く国民に向けて、本協会事業や精神保健福祉士及び精神保健福祉に係る様々な情報提供を迅速に行うことや、精神保健福祉法をはじめとした各種法制度・施策等に関する情報共有や理解促進を図るため、ウェブサイトによる情報提供を行った。また、ウェブサイトと連動したツイッターによる情報提供を行った。

〔ウェブサイト〕 <https://www.jamhsw.or.jp/> 〔ツイッター〕 <https://twitter.com/jamhsw>

8) メールマガジン（電子メール情報）配信事業

配信を希望する構成員を対象に、本協会活動やウェブサイト掲載情報及び Twitter 配信情報、精神保健福祉士及び障害保健福祉に係る様々な情報の提供を迅速に行うため、原則として毎週 1 回配信した。

〔配信数〕 定例配信（52 通/Vol. 219～270）、号外配信（9 通）

〔利用構成員数〕 5,520 人（2022 年 2 月現在）

9) 国際情報収集・提供事業

本協会構成員のグローバル化をめざし、国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers、以下「IFSW」という。）に加盟する日本ソーシャルワーカー連盟（Japanese Federation of Social Workers、以下「JFSW」という。）を通じて IFSW 及び IFSW アジア太平洋地域等の情報を収集し、構成員をはじめとしたソーシャルワーカーに広く提供した。

4. 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業

1) 精神保健福祉士の配置促進及び待遇改善に関する事業

（1）子ども家庭福祉分野の新たな資格創設における要望活動の展開（「2021 年度提出要望書・見解等」参照）

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会における子ども家庭福祉分野の新たな資格の議論において、関係団体と連携し、既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士・精神保健福祉士）を基盤として、子ども家庭に関する研修の上乗せ等により認定を行うこと等の要望活動を展開、実務経験のある社会福祉士・精神保健福祉士等が研修を受けて試験に合格すると取得できる民間資格としての「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」が創設されることとなった。

○【要望】子ども家庭福祉に関する資格のあり方について（2021/04/21）

○子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見（2021/04/21）

○子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見（2021/04/28）

○子ども家庭福祉分野の資格について（要望）（ソーシャルワーク専門職団体及び養成施設団体）（2021/12/07）

○子ども家庭福祉分野の資格について（要望）（ソーシャルワーク専門職団体及び養成施設

団体) (2021/12/17)

(2) 2022 年度診療報酬改定に関する要望書の提出

2022 年度の診療報酬改定に向けて、厚生労働省保険局医療課長に次の主項目による要望書を提出した。

- 通院・在宅精神療法 (I 002) において、精神科を標榜する保健医療機関の外来診療部門に精神保健福祉士を 1 名以上配置した場合の体制に係る加算を新設すること。
- 通院・在宅精神療法 (I 002) のうち、通院精神療法の療養生活環境整備指導加算の算定対象を『『B015』精神科退院時共同指導料の『1』精神科退院時共同指導料 1 を算定した患者』に限定せず、「療養生活環境の整備のため重点的な支援を要する患者」とすること。
- 「精神科訪問療養生活環境整備支援料」(仮称) を新設すること。
- 精神科退院後生活環境調整会議実施加算 I (仮称) を新設すること。
- 精神科退院後生活環境調整会議実施加算 II (仮称) を新設すること。
- 精神科救急入院料 (A311) 及び精神科急性期治療病棟入院料 (A311-2) の精神保健福祉士の配置基準を見直すこと。
- 入院集団精神療法 (I 005) 及び通院集団精神療法 (I 006) の算定要件を見直すこと。
- 精神保健福祉士情報提供料 (仮称) を新設すること。

2) 精神保健福祉士の福祉人材としての役割の明確化に関する事業

(1) オンライン勉強会「精神科病院から虐待をなくすために私たちは何をすべきか～神出病院事件から学ぶ～」の開催

精神科病院における虐待について、現状と課題を把握し、神出病院事件への一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会の取り組みから学ぶことを目的に開催した。

[日 程] 2021 年 4 月 17 日 (土) [方法] Zoom ミーティング [参加者] 65 人

(2) 「刑事司法福祉 ZOOM 勉強会」の開催

刑事司法福祉関係機関及び周辺領域に勤務する精神保健福祉士を対象にした勉強会を開催した。

<第 1 回>

[日 程] 2021 年 4 月 17 日 (土) [方 法] Zoom ミーティング [参加者] 61 人
[テーマ] 少年法改正と触法障害者支援について

<第 2 回>

[日 程] 2021 年 7 月 31 日 (土) [方 法] 同上 [参加者] 58 人
[テーマ] 医療観察制度 (前編) ～導入の背景と運用の現

<第 3 回>

[日 程] 2021 年 10 月 30 日 (土) [方 法] 同上 [参加者] 57 人
[テーマ] 医療観察制度 (後編) ～対象者の支援と被害者の声～

(3) TIC (トラウマインフォームドケア) の普及啓発に係る勉強会の開催

「支援者のトラウマとセルフケア」をテーマに、支援者自身の置かれている状況や支援者自身の傷つきを再考した。

<第 1 回> 支援者のトラウマとセルフケア 1 - 代理受傷 (代理トラウマ)

[日 程] 2022 年 2 月 12 日 (土) [方 法] Zoom ミーティング [参加者] 61 人

<第 2 回> 支援者のトラウマとセルフケア 2 - 二次被害、二次加害の対応

[日 程] 2022 年 3 月 19 日 (土) [方 法] 同上 [参加者] 54 人

(4) あらゆる領域のソーシャルワーカーにとっての汎用性の高い依存症支援の標準モデルを目指すソーシャルワーカー関係団体の協働による成果物の作成 (厚生労働省令和 3 年度依存症民間団体支援事業)

① 依存症及び関連問題にかかわるソーシャルワーカー関係団体による意見交換会の開催

ソーシャルワーカーであることの共通基盤のもと、「依存症及び関連問題へのソーシャル

ワーク支援を、あたりまえのものとするために」を目的に開催した

<第1回>

[日 程] 2021年12月22日(水) [方 法] Zoom ミーティング

[参加団体] 一般社団法人日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本社会福祉士会

<第2回>

[日 程] 2022年2月1日(火) [方 法] Zoom ミーティング [参加団体] 同上

②「広く一般市民にソーシャルワーカーの存在を周知するポスター」の制作

[作成数] (A2) 9,000枚 (A3) 39,000枚

[配布先] 都道府県協会、公益社団法人日本精神科病院協会会員病院、公益社団法人日本精神神経科診療所協会会員診療所、精神保健福祉センター、都道府県アルコール健康障害対策担当部局、アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク(アル法ネット)賛同団体等

(5) セミナー「貧困の風景：シングルマザーをめぐる社会的課題とソーシャルワーカーの役割」の開催

「女性の貧困」に関わる支援者の知見や情報の共有し、問題意識を喚起し、ソーシャルワーカーとして何ができるか、どう政策に生かせるか考察する契機として開催した。

[日 程] 2022年3月26日(土) [方 法] Zoom ミーティング [参加者] 61人

3) 精神保健福祉士の資格及び業務等の普及啓発事業

(1) リーフレット「活用方法虎の巻 スクールソーシャルワーカーをもっと効果的に！」の作成

スクールソーシャルワーカーの非正規雇用などの課題改善のために、スクールソーシャルワーカーの役割、価値を共有すること、正規雇用や学校配置型など効果的な体制づくりのメリットを伝えることを目的とした自治体教育委員会向けのリーフレットを作成した。

(2) コラムの連載

多分野における精神保健福祉士の実践に係る認知度の向上等を図るため、ウェブサイト上で次のテーマによるコラムを連載した。

○認知症(3回) ○貧困問題(6回) ○産業精神保健(2回)

(3) 学生会員への入会勧奨

ソ教連と連携し、学生会員制度の普及と精神保健福祉士を志す学生の学生会員への入会勧奨の推進を図った。

(4) 都道府県協会への精神保健福祉士紹介リーフレットの提供

都道府県協会における精神保健福祉士の資格及び業務等の普及啓発活動において、その求めに応じて本協会の精神保健福祉士紹介リーフレットを提供した。

(5) 関係省庁の取り組みへの関与

多様なメンタルヘルス課題への対応策等を担う関係省庁の取り組みに積極的に関与した(「2021年度関係機関・団体等への役員等派遣体制」参照)。

○厚生労働省「認知行動療法研修事業評価委員会」

○厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」

○厚生労働省「心のサポーター養成に係る調査・分析業務等一式」の調達に係る事業評価委員会」

○厚生労働省「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」

○文部科学省「いじめ防止対策協議会」

○文部科学省「都道府県スクールソーシャルワーカー活用事業連絡協議会」

○法務省「“社会を明るくする運動”中央推進委員会」

○消費者庁「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」

○国土交通省関東運輸局「移動等円滑化評価会議関東分科会」

(6) 求人情報の周知

精神保健福祉士の求人情報をウェブサイトへの掲載等を通じて積極的に周知した。

4) 「世界ソーシャルワークデー」に関する事業

国際連合の世界ソーシャルワークデー（毎年3月の第3火曜日）の2022年における記念イベントとして、JFSW主催による「多文化ソーシャルワークシンポジウム～総合的な支援のコーディネーション～」を開催した。

[日 程] 2022年3月13日（日） [方 法] Zoom ウェビナー [参加者] 209人

5) 「ソーシャルワーカーデー」に関する事業

精神保健福祉士や社会福祉士等のソーシャルワーカーの活動を推進・普及する取り組みとして、シンボルマーク及びロゴの普及や都道府県単位で実施されるソーシャルワーカーデー記念行事の周知広報に努めた。

6) 精神保健福祉士養成及び精神保健福祉の普及啓発に関する事業

国家試験対策等の精神保健福祉士養成や精神保健福祉士の資質向上に関して、次の書籍等の監修を行った。

○「精神保健福祉士受験ワークブック 2022 [専門科目編]」（中央法規出版株式会社）

5. 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関する事業

1) 精神障害者等の権利擁護に関する施策提言・要望活動に係る調査研究事業

(1) 「退院後生活環境相談員の業務と退院支援委員会の開催等の実態に関する全国調査」の実施（厚生労働省令和3年度障害福祉総合推進事業）

退院後生活環境相談員の選任や配置状況、退院に向けた相談業務等の状況及び医療保護入院者退院支援委員会の開催等を調査することにより、退院後生活環境相談員の実態を把握し、その効果や退院に向けた取組に関する課題等を検証するための際の基礎資料を作成することを目的として、精神科病床を有する全国の病院約1,600か所を対象とした全国調査（悉皆調査）を実施した。

本調査により退院後生活環境相談員の選任状況や実際の担当者数や業務内容等の現状に鑑みた運用上での数多くの課題等が示唆された。

(2) 「精神医療審査会に関するアンケート調査」報告書の公表

2017年度に都道府県支部を対象として実施した「精神医療審査会に関する都道府県支部プレアンケート」の結果を踏まえ、精神医療審査会における精神保健福祉士の役割や意義を明らかにし、精神医療審査会の質向上のための基礎資料を得るため、都道府県及び政令指定都市の精神医療審査会を対象として2020年度に実施したアンケート調査の結果を報告書にまとめ、公表した。

(3) 「虐待事件等における入院患者意向調査ツール」の普及

神出病院（兵庫県神戸市西区）における入院患者集団虐待事件を受けて作成した「虐待事件等における入院患者意向調査ツール（アセスメントシート、意向調査シート、インタビューガイド）」をウェブサイトに掲載し、普及に努めた。

(4) 「新型コロナウイルス感染症対策下における認知症者への支援の現場を対象としたインタビュー調査」の実施

1都1府4県（東京都・静岡県・石川県・大阪府・兵庫県）における6機関（地域包括支援センター・精神科医療機関・デイサービス事業所・介護支援事業所・訪問看護ステーション・入所施設）を対象とし、認知症の人を支援する現場で何が起きたのかを明らかにし、今後精神保健福祉士が取り組むべき課題を整理検討し、政策提言につなげていくためにインタビュー調査を実施した。

(5) 「女性の貧困」に関するヒアリングの実施

コロナ禍によって貧困は元々脆弱な層を直撃し、貧困を深刻化させたが、その中でも女性への影響が顕在化したことから、妊娠出産育児の時期に困窮する女性に焦点を当て、ソーシャルワークの課題を整理すること目的に次のテーマに係る支援者へのヒアリングを実施した。

○シングルマザー等まつわる諸問題に関して

○妊娠等まつわる諸問題に関して

(6) 「コロナ禍における多文化共生に関するアンケート調査」の実施

コロナ禍における精神保健福祉士による滞日外国人のメンタルヘルス支援の現状を把握し、相談現場で活用できる「ガイドブック」を作成することを目標に、構成員の勤務する医療機関、相談窓口、施設、自治体等での滞日外国人の相談状況とその支援及び支援体制に関するアンケート調査を実施した。

2) 構成員を対象とした調査への協力事業

調査協力規程に基づき、構成員を対象とした次の調査に協力した。

〔調査名〕 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究

〔実施者〕 有限責任監査法人トーマツ（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」事務局）

3) 精神保健福祉等に関する関係機関・団体が行う調査研究協力事業

精神保健福祉等に関する関係機関・団体が行う調査研究や事業活動について、その求めに応じて役員等の派遣や情報提供等に積極的に協力した（「2021年度関係機関・団体等への役員等派遣体制」参照）。

6. 災害時における精神保健福祉の援助を必要とする人々の支援に関する事業

1) 「災害支援ガイドライン」に基づく事業

(1) 災害対策委員の設置及び災害発生時における被災地情報の収集等

「災害対策委員設置要綱」に基づき都道府県支部毎に設置した「災害対策委員」を主体として、災害発生時にメーリングリストを通じて被災地情報の収集や理事会等への情報提供と共有等に取り組んだ。

(2) 「ブロック災害対策連絡会」の開催

災害対策委員の取り組むべき課題等をブロック単位で共有し、更なる支部内外での支援体制の構築を推進するため、全ブロックにおいてZoomミーティングを使用して開催した。

<北海道ブロック>

〔日 程〕 2021年11月13日（土） 〔参加者〕 15人

<東北ブロック>

〔日 程〕 2021年12月4日（土） 〔参加者〕 9人

<関東・甲信越ブロック>

〔日 程〕 2021年12月4日（土） 〔参加者〕 16人

<東海・北陸ブロック>

〔日 程〕 2021年11月20日（土） 〔参加者〕 15人

<近畿ブロック>

〔日 程〕 2021年12月18日（土） 〔参加者〕 14人

<中国・四国ブロック（2ブロック合同）>

〔日 程〕 2021年11月14日（日） 〔参加者〕 22人

<九州・沖縄ブロック>

〔日 程〕 2021年12月12日（日） 〔参加者〕 17人

(3) 「災害支援ガイドライン」の手引書作成に向けた検討

ワーキングチームを設置して検討を図り、次年度に提案する見込みとなった。

(4) 本協会における「災害対策計画」策定の検討

想定を超える規模の大災害に対して、事務局機能をはじめとした本協会の損害を最小限に抑え、各種事業の継続や早期復旧を図れるよう、事前に事業継続のためのBCP（事業継続計画）を含めた災害対策計画の策定について検討した。

2) 東日本大震災復興支援事業

(1) 「東北復興MHSWにゆうす」の発行

被災地と全国の精神保健福祉士を結ぶ情報媒体として、「東北復興MHSWにゆうす」を6回（第52号～第57号）発行した。

[第52号] 2021年5月15日発行 [第53号] 2021年7月15日発行

[第54号] 2021年9月15日発行 [第55号] 2021年11月15日発行

[第56号] 2022年1月15日発行 [第57号] 2022年3月15日発行（最終号）

(2) 「2021年度東日本大震災復興支“縁”オンライン交流会」の開催

新型コロナウイルス感染症問題を踏まえ、昨年度に引き続き、岩手県支部・宮城県支部・福島県支部の協力を得ながら、オンラインによるシンポジウム「東日本大震災を経験した事業所の現在（いま）」及びグループワーク等を実施した。

[日 程] 2022年3月26日（土） [方 法] Zoomミーティング [参加者] 39人

(3) 「第56回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会・第20回日本精神保健福祉士学会学術集会」における東日本大震災・被災地障害者作業所等製品販売事業の実施

ウェブ配信によるオンライン開催となったことを受けて、ウェブサイト上で障害者作業所等及び製品の紹介を行った。

7. 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関する事業

1) 国内の社会福祉に係る関係団体との連携事業

(1) 関係団体への参画等

社会福祉振興・試験センター、ソーシャルケアサービス研究協議会、特定非営利活動法人日本障害者協議会、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会、精神保健従事者団体懇談会等の組織及び事業等に役員等が参画し、連携を図った（「2021年度関係機関・団体等への役員等派遣体制」参照）。

(2) 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への参画等

ソーシャルケアサービス研究協議会が連携する超党派の国会議員による「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」について、福祉専門職を議題にした総会への報告者の派遣協力や役員等が出席して意見交換等を行った。また、政党が実施する精神保健福祉施策等に係るヒアリングに出席して精神保健福祉士の立場から要望等した。

2) 国外の社会福祉に係る関係団体との連携事業

(1) IFSWへの継続加盟等

JFSWを国内調整団体として、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会とともに継続加盟した。

(2) IFSW アジア太平洋地域活動への参画

①第26回アジア太平洋地域ソーシャルワーク会議

[日 程] 2021年11月11日（木）～13日（土）

[出席者] 大橋雅啓（JFSW国際委員会担当）、瑞慶覧紗希（JFSW国際委員会担当）、木村真理子（JFSW国際サポーター）、諸井一郎（JFSW国際サポーター）

②IFSW アジア太平洋地域総会

[日 程] 2022年3月5日（土）

[出席者] 同上

- (3) 多様な文化的背景をもつ地域住民（外国人等）に対する総合的な支援をコーディネートする多文化ソーシャルワークに関する調査研究事業の実施（社会福祉振興・試験センター2021年度助成金事業）

JFSW 国際委員会の所管により「多様な文化的背景をもつ地域住民（外国人等）に対する総合的な支援をコーディネートする多文化ソーシャルワークに関する調査研究事業」に取り組み、その結果を報告書にまとめた。

- (4) IFSW ヨーロッパによるウクライナ難民支援活動等への義援金募集

ウクライナ国境等におけるソーシャルワーカーによる難民支援のための活動費として、IFSW の地域組織である IFSW ヨーロッパ（International Federation of Social Workers Europe）に義援金を届けるため、ソーシャルワーカー及び関係者を対象に義援金募集に取り組んだ。[継続中]。

[募集期間] 2022年3月10日（木）～6月30日（木）

[義援金額] 1,269,000円（72件）（2022年3月31日19時時点）

3) 都道府県協会との連携事業

- (1) 都道府県協会との連携の推進

都道府県を単位に精神保健福祉士を主たる会員として組織される都道府県協会との連携を一層深め、相互の入会勧奨や情報の共有等を図った。

また、都道府県支部の事務局機能等を委託するため、都道府県協会に委託費（支部活動協力費）を支出した。

[支出額] 17,237,890円（2021年度支払額ベース）

- (2) 都道府県協会との事業連携の在り方及び都道府県協会の連合体組織への移行の検討

4) その他関係団体との連携及び情報共有等事業

事業への名義後援や協賛等を通じて連携を深めるとともに、ウェブサイトやEメール、ツイッター等を活用し、情報共有等を図った。

8. その他目的達成のために必要な事業

1) 組織体制の強化及び適切な組織運営の推進事業

- (1) 総会の開催

定款規定に従い、代議員選挙により選出された法人法上の社員である代議員により、第9回定時総会及び第2回臨時理事会を開催した。

<第9回定時総会>

[日 程] 2021年6月20日（日）

[場 所] 主婦会館プラザエフ（東京都千代田区） ※Zoom ミーティングを併用して実施

[議 案] 1. 2020年度事業報告及び収支決算に関する件（可決）

2. 構成員の除名等に関する件（可決）

3. 定款の変更に関する件（可決）

<第2回臨時総会>

[日 程] 2022年2月6日（日）

[場 所] Zoom ミーティング ※理事の一部及び議長を除く

[議 案] 1. 構成員の除名等に関する件（可決）

- (2) 理事会の開催

定款規定に従い、本協会の業務執行の決定等を行うため、通常理事会を開催した。また、必要に応じて臨時理事会を開催した。

[通常理事会]

<第1回> [日 程] 2021年6月19日（土）

- [場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第2回> [日 程] 2021年11月20日(土)
[場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第3回> [日 程] 2022年3月12日(土)
[場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施

[臨時理事会]

- <第1回>書面等表決 [決議日] 2021年4月30日(金)
<第2回>書面等表決 [決議日] 2021年5月24日(月)
<第3回> [日 程] 2021年5月30日(日)
[場 所] Zoom ミーティング
- <第4回> [日 程] 2021年6月20日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第5回>書面等表決 [決議日] 2021年7月30日(金)
<第6回>書面等表決 [決議日] 2021年9月2日(木)
<第7回>書面等表決 [決議日] 2021年9月17日(金)
<第8回>書面等表決 [決議日] 2021年10月22日(金)
<第9回>書面等表決 [決議日] 2021年12月24日(金)
<第10回>書面等表決 [決議日] 2022年2月4日(金)
<第11回>書面等表決 [決議日] 2022年3月24日(金)

(3) 理事による会合の開催

理事による会合規程に基づき、理事会としての決議を要しない諸事項について協議した。

- <第1回> [日 程] 2021年4月17日(土)、18日(日)
[場 所] TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター (東京都新宿区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第2回> [日 程] 2021年5月15日(土)、16日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第3回> [日 程] 2021年6月20日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第4回> [日 程] 2021年7月17日(土)、18日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第5回> [日 程] 2021年9月25日(土)、26日(日)
[場 所] 本協会事務局会議室 (東京都新宿区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第6回> [日 程] 2021年10月16日(土)、17日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施
- <第7回> [日 程] 2021年11月20日(土)、21日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ (東京都千代田区)
[その他] Zoom ミーティングを併用して実施

- <第8回> [日 程] 2021年12月18日(土)、19日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)
[その他] Zoomミーティングを併用して実施
- <第9回> [日 程] 2022年1月22日(土)、22日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)
[その他] Zoomミーティングを併用して実施
- <第10回> [日 程] 2022年2月19日(土)、20日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)
[その他] Zoomミーティングを併用して実施
- <第11回> [日 程] 2022年3月13日(日)
[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)
[その他] Zoomミーティングを併用して実施

(4) 正副会長会の開催

定款規定に従い、理事会の権限を制約しない範囲で、本協会の業務運営の年間計画を策定し、理事会に提出することや理事会の審議事項等を検討し、準備することを目的として、必要に応じて開催した。

(5) 企画・政策会議の開催

企画・政策会議開催要綱に基づき、精神保健福祉士及びソーシャルワーカーの将来的な国家資格のあり方に関する論点整理を行い、次年度以降の国家資格のあり方に関する議論の方向性を整理することを目的として、有識者のヒアリング及び協議を行った。

なお、2022年度早期に論点整理の取りまとめを予定している。

<第1回>

[日 程] 2021年11月21日(日)

[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区) ※Zoomミーティング併用

[テーマ] 1) 資格制度化の経緯と現状を踏まえ、精神保健福祉士の果たすべき役割と国家資格のあり方を考える

<有識者> 門屋充郎(相談役/十勝障がい者総合相談支援センター)

柏木一恵(理事/浅香山病院)

2) ポスト資格化世代の立場から精神保健福祉士国家資格のあり方を考える

<有識者> 尾形多佳士(業務執行理事/さっぽろ香雪病院(北海道))

岡本秀行(業務執行理事/川口市保健所(埼玉県))

<第2回>

[日 程] 2021年12月19日(日)

[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)

[テーマ] 精神保健医療福祉施策における精神保健福祉士に期待される役割を踏まえ、国家資格法のあり方を考える

[有識者] 天貝 静(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 心の健康支援室 主査)

道念由紀(厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 社会福祉専門官)

江口義則(法務省 保護局 総務課 精神保健観察企画官室 法務専門官)

奈須智明(文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導第一係 係長)

<第3回>

[日 程] 2022年1月23日(日)

[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)

[テーマ] ソーシャルワークを基盤とする職能連携の観点から精神保健福祉士国家資格の

あり方を考える

- [有識者] 中島康晴 (公益社団法人日本社会福祉士会副会長)
岡村紀宏 (公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会副会長)
保良昌徳 (特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会会長)

<第4回>

[日 程] 2022年2月20日(日)

[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)

[テーマ] ソーシャルワーカー養成と教育の観点から精神保健福祉士国家資格のあり方を考える

[有識者] 白澤政和 (一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長/国際医療福祉大学 教授)

石川到覚 (一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 顧問/大正大学 名誉教授)

大島 巖 (認定社会福祉士認証・認定機構 監事/東北福祉大学 副学長・教授)

<第5回>

[日 程] 2022年3月13日(日)

[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)

[テーマ] 雇用、報酬、配置の観点から精神保健福祉士国家資格のあり方を考える

[有識者] 佐野英孝 (公益社団法人日本精神科病院協会 看護・コメディカル委員/医療法人社団敬成会 白根緑ヶ丘病院 理事長・院長)

吉川郁子 (全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員/社会福祉法人萌 理事長)

吉川隆博 (一般社団法人日本精神科看護協会 会長/東海大学医学部看護学科 教授)

(6) 代議員辞任に伴う補欠選挙の実施

宮城県の永長記史代議員(当時)及び千葉県の杉浦世良代議員(当時)の辞任により、補欠選挙を実施し、次の者が補欠代議員に就任した。

[宮城県] 三品竜浩代議員(2021年5月18日付)

[千葉県] 赤堀久里子代議員(2021年11月8日付)

(7) 代議員選挙管理委員会の設置及び代議員選挙の実施

2022年3月31日をもって2020年度及び2021年度代議員が任期満了となることから、定款及び代議員選出規程に基づき、2022年度及び2023年度代議員を選出するため、代議員選挙管理委員会を設置し、立候補に関する公示等を行い、2022年度及び2023年度代議員名簿を会長に届け出た。

(8) 役員選挙管理委員会の設置及び役員選挙に係る全国選出理事への立候補に関する公示等の実施

第10回定時総会(2022年6月19日開催予定)の終結の時をもって、2020年度及び2021年度役員(理事及び監事)は任期満了となることから、定款及び役員選出規程に基づき、2022年度及び2023年度役員を選出するため、役員選挙管理委員会を設置し、役員選挙に係る全国選出理事への立候補に関する公示を行った。

また、学識等理事及び監事の各候補者については、役員選出規程第6条及び第7条第2項の規定により、2019年度第3回通常理事会において選出した。

(9) 2020年度事業報告及び計算書類に関する監査の実施

2020年度事業報告及び計算書類について、第9回定時総会への提出に先立ち、監事による監査を実施した。

[日 程] 2021年4月30日(金) [場 所] 本協会事務局会議室(東京都新宿区)

[その他] Zoom ミーティングを併用して実施

(10) 委員長会議の開催

委員長会議開催要綱に基づき、本協会内に設置する委員会及び分野別プロジェクトの委員長・リーダー、会長及び副会長、担当理事等を構成員として、本協会のシンクタンクの機能として位置付けた委員長会議を2回開催し、当年度事業計画に照らした活動の進捗状況の確認や委員会・分野別プロジェクトと理事会との間における情報共有や連携・協働・分担のあり方等を協議した。

<第1回> [日 程] 2021年7月18日(日)

[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)

[その他] Zoom ミーティングを併用して実施

<第2回> [日 時] 2022年2月20日(日)

[場 所] 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)

[その他] Zoom ミーティングを併用して実施

(11) 支部組織との連携等の推進

①「都道府県支部長会議」の開催

本協会の事業展開や組織運営に関して、政策動向や社会状況を踏まえ、理事会との間において時機に応じた検討課題の協議や情報共有を図ることで、全国的な事業展開や組織運営に取り組むことを目的に開催した。

[日 時] 2021年4月18日(日)

[場 所] TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター(東京都新宿区)

また、協議や情報共有に先立って、次の講演時間を設けた。

<講演1>

[テーマ] 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書について

[講演者] 塩崎敬之(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 前主査)、名雪和美(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 相談支援専門官)

<講演2>

[テーマ] 地域包括ケアシステム等においてピアサポーターが位置付けられることの意義とその役割、精神保健福祉士への期待～支援を考える上で大切にしたいこと～

[講演者] 小阪和誠(一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事)、飯山和弘(社会福祉法人じりつ 埼玉北障がい者地域活動支援センターふれんだむ)

②ブロック会議の開催

ブロック会議開催要綱に基づき、全国7ブロック(北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄)を単位とした会議を開催(2回)し、本協会の総会及び理事会の決議事項及び当年度事業計画等に基づき、全国的な事業展開体制の検討や本部・支部間及びブロック内支部間の連携、都道府県協会の事業に係る情報交換等を図った。

<第1回> [日 程] 2021年9月26日(日)

[場 所] Zoom ミーティング ※理事の一部を除く

<第2回> [日 時] 2022年2月6日(日)

[場 所] Zoom ミーティング ※理事の一部を除く

③都道府県支部との情報共有等

新会員管理システムの活用により、2019年度から開始した都道府県支部事務局における所属構成員データの閲覧システムについて、2021年度に全都道府県支部において利用が開始された。

(12) 正会員の入会促進及び組織率の向上等

①本協会の目的に賛同して入会する正会員の入会促進に努め、組織率の向上を図った。

＜構成員数＞12,115人（2021年度第3回通常理事会承認時点）

（参 考）2020年度：12,028人（2020年度第3回通常理事会における入会承認手続後の総数）

②社会福祉振興・試験センターの協力を得て、第23回精神保健福祉士国家試験に合格した者への精神保健福祉士の職能団体たる本協会への入会勧奨を図った。

③本協会への入会促進策の一環として、2012年度から開始した学生会員制度を推進し、構成員誌等の配布、定期的なメールマガジンの配信、入会勧奨（入会金免除等）等を行った。

〔学生会員数〕103人（2022年3月31日現在）（参 考）2020年度：83人

〔元学生会員の入会金免除制度利用〕19人

(12) 休会制度の積極的運用

〔休会構成員数〕81人（2022年3月31日現在）

(13) 終身会員制度の積極的運用

永年会員への感謝と、本協会の活動への参加継続のため、対象となる構成員に積極的に申請を募った。

〔利用構成員数〕149人（2016年度からの累計数）

(14) 賛助会員の入会促進

本協会の事業を賛助するために入会する賛助会員（個人又は団体）の募集を行い、関係者及び関係団体の入会促進に努めた。

〔賛助会員数〕個人11人、団体6団体（2022年3月31日現在）

(15) 会員管理システムの適切な管理及び「構成員マイページ」の普及

2018年度に導入した新会員管理システムについて、事務局において随時適切に情報更新・保守を行った。2019年度より全構成員に対し利用を開始した「構成員マイページ」については、適宜構成員へ利用の呼びかけを行い、自身がオンラインで登録情報の閲覧・更新ができるよう整備・拡充した。

〔利用構成員数〕4,832人（2022年2月現在）

(16) 会費に係る各種制度の積極的運用

①分納制度（2022年3月31日現在）

〔利用構成員数〕94人

②減免制度（2022年3月31日現在）

〔利用構成員数〕290人（若年1年目157人、若年2年目133人）

(17) 組織運営体制の整備拡充

①関係法令の遵守と民主的・効率的な組織運営等を図るため、各種規則・規程等の整備拡充や見直しに努めた。

〔制定〕役員倫理規程

〔改正〕総会運営規程、謝金支払規程、休会規程、研修センター会議開催要領、オンライン研修開催要領、基幹研修シラバス（第2版）

②弁護士、公認会計士、社会保険労務士と顧問契約を継続して締結し、関係法令の遵守を図るための体制を維持した。

〔弁護士〕平澤千鶴子（平澤法律事務所）

〔公認会計士〕千保有之（千保公認会計士事務所）

〔社会保険労務士〕池上貴子（社会保険労務士法人やさか事務所）

(18) 機関誌バックナンバー無料閲覧サービス事業

株式会社メテオの協力を得て、構成員が機関誌のバックナンバー（PDF データ）を無料閲覧できるサービスを提供した。

2) 収益事業

内閣府に収益事業として登録した「精神保健福祉士養成及び精神保健福祉の普及啓発に関する事業」の一環として、精神保健福祉士の資格に基づく業務従事中の個人への法律上の損害賠償責任への備えとして、構成員への「精神保健福祉士賠償責任保険」の普及及び加入時の保険料に係る集金事務を行った。

【その他の活動報告】本協会役職員が出席した関係機関等の会合等

<2021 年>

[4月]

- 1日 地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟 第4回総会
- 1日 ソーシャルワーカー4団体会長等会議
- 2日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 2日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第1回国際委員会
- 6日 日本財団助成事業の実施に係る説明会
- 7日 ソーシャルケアサービス研究協議会 議員連盟支援プロジェクト 2021年度第1回会合
- 13日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度第1回理事会
- 16日 ソーシャルケアサービス研究協議会 2021年度第1回全体会議・政策企画部会
- 20日 地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟 「ソーシャルワークの活用による子ども虐待」勉強会（第1回）
- 26日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第1回代表者会議

[5月]

- 6日 ソーシャルケアサービス研究協議会 議員連盟支援プロジェクト 2021年度第2回会合
- 7日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 7日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第2回国際委員会
- 11日 「神出病院事件を繰り返さない～虐待事件の政策的解決に向けて～」院内集会
- 11日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度第2回理事会
- 14日 障害者総合支援法の施行後3年を目処とした見直しに係る障害者部会におけるヒアリング
- 14日 公明党障がい者福祉委員会会議
- 14日 日本ソーシャルワーカー連盟 子ども家庭福祉資格にかかわるすり合わせ
- 18日 就労支援フォーラム NIPPON2021 協働企画会議
- 19日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会
- 20日 精神保健従事者団体懇談会 監事監査
- 20日 厚生労働省権利擁護促進専門家会議ワーキンググループ（地域連携ネットワークの体制）ヒアリング
- 22日 精神保健従事者団体懇談会 第199回定例会
- 26日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第1回事務局長会議
- 27日 公明党厚生労働部会長伊佐議員との面会
- 29日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会
- 29日 日本ソーシャルワーカー連盟 臨時代表者会議

[6月]

- 1日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 第10回協議員総会
- 1日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 団体交流会
- 3日 自由民主党厚生労働部会長との面会

- 3日 チーム医療推進協議会 2021年度第1回総会
- 4日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第2回子ども家庭福祉研修開発プロジェクト
- 8日 ソーシャルワーカー3団体打ち合わせ
- 10日 厚生労働省訪問(子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長)
- 10日 ソーシャルワーカー3団体での厚生労働省(虐待防止対策推進室)への訪問
- 14日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会
- 16日 厚生労働省との打ち合わせに際したソーシャルワーカー3団体打ち合わせ
- 16日 公益社団法人日本精神神経学会 第12回多職種協働委員会
- 17日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第3回国際委員会
- 18日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 18日 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 令和3年度定時評議員会(書面)
- 21日 厚生労働省とのソーシャルワーカー3団体との打ち合わせ
- 21日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会
- 22日 地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟 「ソーシャルワークの活用による子ども虐待」勉強会(第2回)
- 25日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第2回代表者会議
- 28日 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会ヒアリングの3団体打合せ
- 29日 第30回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(ヒアリング)
- 29日 第39回日本の福祉を考える会

[7月]

- 5日 国土交通省関東運輸局 第3回移動等円滑化評価会議関東分科会
- 5日 ソーシャルケアサービス研究協議会 子ども家庭福祉資格関連打合せ
- 8日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室訪問
- 8日 田村厚生労働大臣秘書官訪問
- 12日 日本ソーシャルワーカー連盟 子ども家庭福祉研修開発プロジェクト
- 13日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度第4回理事会
- 16日 公益社団法人日本精神科病院協会看護・コメディカル委員会との意見交換会
- 17日 子ども家庭福祉にかかる資格問題打ち合わせ
- 20日 就労支援フォーラムNIPPON2021 第3回協働企画会議
- 21日 診療報酬要望に係る厚生労働省への説明及び意見交換
- 24日 精神保健従事者団体懇談会 第200回定例会
- 27日 厚生労働省 精神保健福祉士国家試験の在り方検討会(第1回)
- 31日 子ども家庭福祉資格に関する職能3団体打合せ

[8月]

- 3日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会
- 6日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第4回国際委員会
- 10日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室との打ち合わせ
- 10日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度第5回理事会
- 18日 公益社団法人日本精神神経学会 第13回多職種協働委員会
- 26日 就労支援フォーラムNIPPON2021 第4回協働企画会議
- 27日 精神保健福祉事業者団体連絡会 会議
- 27日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第3回代表者会議
- 30日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会

[9月]

- 2日 日本テレビ取材対応(子どもと家族の相談窓口の件)
- 24日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会

- 25日 精神保健従事者団体懇談会 第201回定例会
- 25日 ソーシャルケアサービス研究協議会 研究助成事業に係る打合せ
- 25日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会
- 28日 厚生労働省精神・障害保健課訪問（精神医療の身体拘束を考える会）

[10月]

- 3日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会
- 8日 厚生労働省訪問（子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室）
- 8日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第5回国際委員会
- 11日 厚生労働省 第1回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会
- 12日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度第7回理事会
- 14日 社会福祉法人全国社会福祉協議会 2021年度第1回中央福祉人材センター運営委員会
- 15日 第42回精事連オンライン会議
- 17日 一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会 設立記念講演会
- 22日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 22日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第4回代表者会議

[11月]

- 8日 一般社団法人社会福祉支援研究機構 取材対応
- 8日 ソーシャルケアサービス研究協議会 全体会議
- 9日 第16回国民医療推進協議会総会
- 10日 一般社団法人精神・発達障害者就労支援専門職育成協会との面談
- 12日 厚生労働省子ども家庭局虐待防止対策推進室 訪問
- 12日 就労支援フォーラム NIPPON2021 協働企画会議
- 16日 第37回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
- 18日 厚生労働省 第2回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会
- 19日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 22日 文部科学省 2021年度第1回いじめ防止対策協議会
- 22日 厚生労働省精神・障害保健課訪問
- 24日 公益社団法人日本精神神経学会 第3回多職種協働委員会
- 25日 令和3年度指定医療機関地域連携体制強化に関する意見交換会（中国・四国ブロック）
- 25日 第40回日本の福祉を考える会
- 27日 精神保健従事者団体懇談会 第202回定例会
- 29日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室との打ち合わせ
- 30日 第38回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

[12月]

- 3日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第6回国際委員会
- 7日 第39回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
- 7日 厚生労働大臣への要請
- 7日 長島昭久衆議院議員陳情
- 7日 地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟 第5回総会
- 8日 チーム医療推進協議会 令和3年度会長会議
- 9日 子ども家庭福祉にかかる資格問題打ち合わせ
- 13日 ソーシャルケアサービス研究協議会 打合せ
- 14日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度第9回理事会
- 15日 自由民主党厚生労働部会長との面会
- 17日 第40回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
- 17日 文部科学省 2021年度第2回いじめ防止対策協議会

- 17日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会
- 23日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第5回代表者会議
- 24日 自由民主党厚生労働部会
- 27日 厚生労働省 第3回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会

<2022年>

[1月]

- 11日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度第11回理事会
- 12日 厚生労働省との打ち合わせ(ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会)
- 21日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 28日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第7回国際委員会
- 29日 精神保健従事者団体懇談会 第203回定例会
- 31日 文部科学省 2021年度第3回いじめ防止対策協議会
- 31日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会(子ども家庭福祉関係)

[2月]

- 1日 自由民主党政務調査会障害児者問題調査会 団体ヒアリング
- 2日 公益社団法人日本精神神経学会 第4回多職種協働委員会
- 3日 厚生労働省 第4回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会
- 5日 鳥取県精神保健福祉士会 研修会
- 8日 公明党障がい者福祉委員会 団体ヒアリング(Eグループ)
- 17日 厚生労働省 第5回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会
- 19日 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会権利擁護委員会 令和3年度権利擁護研修
- 19日 IFSW アジア太平洋地域 ソーシャルワーク教育及び訓練の世界基準改訂に関する地域ワークショップ
- 21日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 21日 文部科学省 2021年度第4回いじめ防止対策協議会
- 25日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第6回代表者会議
- 26日 富山県ソーシャルワーク三団体合同研修会
- 27日 第3回チーム医療推進学会 シンポジウム「With コロナ時代のフレイル予防対策とチーム医療」
- 28日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度連続講座(第2回)

[3月]

- 3日 厚生労働省 第6回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会
- 4日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第4回子ども家庭福祉研修開発プロジェクト
- 4日 日本ソーシャルワーカー連盟 2021年度第8回国際委員会
- 5日 IFSW アジア太平洋地域総会
- 7日 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 社会福祉系専門職大学院認証評価事業判定委員会
- 8日 特定非営利活動法人飛鳥会 虐待防止研修
- 8日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度第13回理事会
- 9日 文部科学省 2021年度第5回いじめ防止対策協議会
- 13日 日本ソーシャルワーカー連盟「多文化ソーシャルワークシンポジウム～総合的な支援のコーディネート～」
- 13日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画会議
- 15日 社会福祉法人全国社会福祉協議会 2021年度第2回中央福祉人材センター運営委員会
- 15日 ソーシャルケアサービス研究協議会 研究事業会議
- 15日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2021年度連続講座(第3回)

- 16日 厚生労働省 第7回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会
- 18日 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 2021年度臨時評議員会
- 19日 新潟県精神保健福祉士協会 全体研修会
- 23日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 第2回総務委員会
- 24日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 24日 チーム医療推進協議会 2021年度第2回総会
- 25日 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2021年度第2回理事会
- 26日 精神保健従事者団体懇談会 第204回定例会
- 27日 公益社団法人日本精神神経学会 第11回精神科臨床における多職種チームの活かし方フォーラム
- 28日 身体拘束ゼロを目指す院内集会（精神科医療の身体拘束を考える会）
- 28日 ソーシャルケアサービス研究協議会 全体会議
- 31日 厚生労働省 第8回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止又は延期した事業は除外した。

以上

2021年度役員体制

(2022年3月1日現在)

【任期】2020年6月21日から2022年度に開催される第10回定時総会の終結の時まで

役 職	氏 名	勤務先 (所属支部)	選出区分
代表理事・会長	田 村 綾 子	聖学院大学 (埼玉県)	全国
業務執行理事・第1副会長	廣 江 仁	養和会 (鳥取県)	全国
業務執行理事・第2副会長	洗 成 子	愛誠病院 (東京都)	全国
業務執行理事・第3副会長	水 野 拓 二	鷹岡病院 (静岡県)	全国
業務執行理事・常務理事	木 太 直 人	日本精神保健福祉士協会 (東京都)	学識等
業務執行理事・理事	有 野 哲 章	蒼溪会 (山梨県)	全国
業務執行理事・理事	岩 尾 貴	朋友会 暮らし・しごと応援センター はるかぜ (石川県)	全国
業務執行理事・理事	尾 形 多佳士	さっぽろ香雪病院 (北海道)	全国
業務執行理事・理事	岡 本 秀 行	川口市保健所 (埼玉県)	全国
業務執行理事・理事	加 藤 雅 江	杏林大学 (東京都)	全国
業務執行理事・理事	島 内 美 月	八幡浜医師会立双岩病院 (愛媛県)	全国
業務執行理事・理事	長 谷 諭	宮城県立精神医療センター (宮城県)	全国
業務執行理事・理事	渡 邊 俊 一	希づき (福岡県)	全国
業務執行理事・理事	渡 辺 由美子	市川市 福祉部 障がい者施設課 (千葉県)	全国
理事	磯 崎 朱 里	メンタルケアステーション yui (和歌山県)	全国
理事	徳 山 勝	半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター (愛知県)	全国
理事	柏 木 一 恵	浅香山病院 (大阪府)	学識等
理事 (外部理事)	佐 原 まち子	WITH 医療福祉実践研究所 (東京都)	学識等
理事 (外部理事)	滝 田 裕 士	法務省保護局 (非構成員)	学識等
理事	行 實 志都子	神奈川県立保健福祉大学 (神奈川県)	学識等
財務担当監事 (外部監事)	梅 林 邦 彦	梅林邦彦税理士事務所 (非構成員)	—
業務担当監事	宮 部 真弥子	和敬会 谷野呉山病院 脳と心の総合健康センター (富山県)	—

(理事 30 人、監事 2 人)

2021年度代議員体制

(2022年3月1日現在)

※勤務先は委嘱時点

ブロック	コード	支 部	氏 名	勤 務 先
北海道	01	北海道	一 戸 真由美	専門学校北海道福祉・保育大学校
			神 原 巧	相談支援事業所 相談室こすもす
			木 村 孝	サハスネット
			竹 内 亮 平	三愛病院
			矢 田 洋 介	生活訓練・宿泊型自立訓練事業所トータスホーム
東北	02	青森県	嶋 津 聡 子	平川市地域包括支援センター
	03	岩手県	阿 部 祐 太	花巻病院
	04	宮城県	三 品 竜 浩	仙台保護観察所
	05	秋田県	金 子 幸 太	秋田大学医学部附属病院
	06	山形県	木 川 真 也	秋野病院
	07	福島県	須 藤 美 梢	白河市東部地域包括支援センター
	関東・甲信越	08	茨城県	大 隅 千 歳
09		栃木県	成 井 允 彦	菊池病院
10		群馬県	横 澤 岳 志	くわのみハウス
11		埼玉県	織 田 洋 一	西熊谷病院
			鈴 木 篤 史	障害福祉サービス事業所アバンディ
			関 口 暁 雄	鴻巣医療福祉センター地域支援事業統括本部
12		千葉県	飯ヶ谷 徹 平	座ぐり
			赤 堀 久里子	リンク
			和 田 大 史	はんどいんはんど東総
13		東京都	飯 島 光 彦	三恵病院
			毛 塚 和 英	地域生活支援センタープラッツ
			齋 藤 健	大泉病院
			坂 入 竜 治	武蔵野大学
			横 手 美 幸	支援センターきらきら
			宮 井 篤	こころのクリニックなります
			吉 澤 浩 一	相談支援センターくらふと
14		神奈川県	池 田 陽 子	就労継続支援B型クロプファ
			金 井 緑	樹診療所
			辻 川 彰	横浜市社会事業協会
			土志田 務	e-シェア
	藤 嶋 享		神奈川区生活支援センター	
15	新潟県	渡 邊 恵 司	新潟医療福祉大学	
19	山梨県	木 村 良 輔	相談支援センターカマラド	
20	長野県	森 恵 美	長野大学	
東海・北陸	16	富山県	小 原 智 恵	小矢部大家病院
			谷 香代子	あすなるセンター
	17	石川県	岡 安 努	共友会
			木 谷 昌 平	相談支援事業所ピアサポートのと

ブロック	コード	支 部	氏 名	勤 務 先
	18	福井県	辻 尚 子	松原病院
	21	岐阜県	只 隅 康 弘	すこやか診療所こころのケア外来
	22	静岡県	平 野 慎一朗	小笠病院
			望 月 信 吾	溝口病院
	23	愛知県	伊 東 安 奈	メンタルヘルスサポートセンター
			小 川 隆 司	こころと生活の相談センターこもれび
			砂 田 雄 次	北メンタル・クリニック
			辻 川 幸 博	京ヶ峰岡田病院
中 村 雅 代			刈谷病院	
24	三重県	辻 宏 明	鈴鹿厚生病院	
近畿	25	滋賀県	河 瀬 佳意子	大津市社会福祉協議会
	26	京都府	金 井 浩 一	相談支援事業所しほふぁーれ
	27	大阪府	伊 藤 大 士	四條畷保健所
			阪 口 久喜子	阪南病院
			島 田 泰 輔	クオーレ総合福祉ステーション
			鈴 木 和 雄	堺保健センター
	28	兵庫県	竹 内 将 史	大村病院
			藤 村 要 至	新淡路病院
			松 田 一 生	兵庫県精神保健福祉センター
	29	奈良県	都 築 哲 翁	秋津鴻池病院
30	和歌山県	中 川 浩 二	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課	
中国	31	鳥取県	米 原 満	倉吉病院
	32	島根県	村 社 克 紀	コミュニティハウスにしき
	33	岡山県	横 山 なおみ	旭川荘厚生専門学院
	34	広島県	奥 崎 真 理	賀茂精神医療センター
			河 村 隆 史	己斐ヶ丘病院
35	山口県	田 村 良 次	重本病院	
四国	36	徳島県	黒 下 良 一	第一病院
	37	香川県	山 本 康 子	エコ・エンジニアリング会
	38	愛媛県	清 家 齊	きらりの森
			法 野 美 和	真光園
39	高知県	元 木 智 之	高知ハビリテーリングセンター	
九州・沖縄	40	福岡県	井手口 大 剛	八女地区障害者基幹相談支援センターリーベル
			富 岡 賢 吾	伊都の丘病院
			羽 野 宏 美	田主丸中央病院
			前 田 秀 和	ピアツァ桜台
	41	佐賀県	筒 井 美香子	九州医療専門学校
	42	長崎県	三 谷 亨	松元リカバリークリニック
	43	熊本県	木ノ下 高 雄	就労サポートセンター菊陽苑
			中 野 誠 也	熊本県あかね荘
	44	大分県	森 崎 大 輔	智泉福祉製菓専門学校
45	宮崎県	大 迫 健 二	宮崎市生目・小松台地区地域包括支援センター	
46	鹿児島県	溝 内 義 剛	まぐねっと 25	

ブロック	コード	支 部	氏 名	勤 務 先
	47	沖縄県	山 城 涼 子	糸満晴明病院
代議員総数 83人				

2021年度部及び委員会等体制

(2022年3月1日現在)

※法人格、重複勤務先及び都道府県支部略

1. 「部及び委員会設置運営規程」に基づくもの

1) 権利擁護部

担当副会長 水野拓二 (鷹岡病院/静岡県)

部長 尾形多佳士 (理事/さっぽろ香雪病院/北海道/精神医療・権利擁護委員会)、
徳山 勝 (理事/半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター/愛
知県/地域生活支援推進委員会)、有野哲章 (理事/蒼溪会/山梨県/就労・雇
用支援の在り方検討委員会)、柏木一恵 (理事/浅香山病院/大阪府/刑事司法
精神保健福祉委員会)、岡本秀行 (理事/川口市保健所/埼玉県/依存症及び関
連問題対策委員会)、加藤雅江 (理事/杏林大学/東京都/子ども・若者・家族
支援委員会)

<精神医療・権利擁護委員会>

委員長 山本めぐみ (浅香山病院/大阪府)

副委員長 増田喜信 (静岡県西部健康福祉センター/静岡県)

委員 阿部祐太 (国立病院機構花巻病院/岩手県)、大山和宏 (えのき舎/福岡県)、岡
安 努 (やたの生活支援センター/石川県)、木本達男 (岡山市こころの健康セ
ンター/岡山県)、三溝園子 (昭和大学附属烏山病院/東京都)、鈴木圭子 (神奈
川県精神保健福祉センター/神奈川県)、種田綾乃 (神奈川県立保健福祉大学/
神奈川県)、中野千世 (地域活動支援センター櫻/和歌山県)

<地域生活支援推進委員会>

委員長 吉澤浩一 (相談支援センターくらふと/東京都)

副委員長 望月明広 (横浜市総合保健医療センター/神奈川県)

委員 伊井統章 (アソシアソーシャルサポート/兵庫県)、小原智恵 (小矢部大家病院
富山県)、柴田久仁子 (地域活動支援センター櫻/和歌山県)、波田野隼也 (青森
市保健所/青森県)、弘田恭子 (山梨県立精神保健福祉センター/山梨県)、渡
邊充恵 (山梨県立あゆみの家/山梨県)

助言者 門屋充郎 (十勝障がい者総合相談支援センター/北海道)

<就労・雇用支援の在り方検討委員会>

委員長 森 克彦 (アンダンテ就労ステーション/大阪府)

委員 吉岡夏紀 (やたの生活支援センター/石川県)、中原さとみ (桜ヶ丘記念病院/
東京都)、太田隆康 (相談室あめあがり/岐阜県)、稲垣佳代 (高知県立大学/
高知県)、谷奥大地 (アンダンテ就労ステーション/大阪府)、溝内義剛 (まぐね
っと25/鹿児島県)、松岡広樹 (キャリカ/埼玉県)

助言者 岩瀬敏彦 (出会いの家/滋賀県)

<刑事司法精神保健福祉委員会>

委員長 山田真紀子 (大阪府地域生活定着支援センター/大阪府)

副委員長 大岡由佳 (武庫川女子大学/兵庫県)

副委員長 喜多見達人 (京都拘置所/兵庫県)

委員 金子宏明 (山口保護観察所/山口県)、向井克仁 (三原病院/広島県)、山野智恵
子 (みえ犯罪被害者総合支援センター/三重県)、合田舞香 (北九州医療刑務所/
福岡県)、関口暁雄 (鴻巣医療福祉センター地域支援事業統括本部/埼玉県)、
渡邊洋祐 (あさやけ社会福祉士事務所/大阪府)

助言者 西崎勝則（奈良保護観察所／非構成員）

<依存症及び関連問題対策委員会>

委員長 小関清之（秋野病院／山形県）

副委員長 稗田幸則（西脇病院／長崎県）

委員 池戸悦子（桶狭間病院 藤田こころケアセンター／愛知県）、岡村真紀（高嶺病院／山口県）、柏木一恵、神田知正（井之頭病院／東京都）、佐古恵利子（リカバリハウスいちご／大阪府）、齊藤健輔（東北会病院／宮城県）、引土絵未（日本女子大学／東京都）、山本由紀（国際医療福祉大学／東京都）

<子ども・若者・家族支援委員会>

委員長 山本由紀（国際医療福祉大学／東京都）

委員 天野庸子（さいたま市教育委員会／埼玉県）、大高靖史（日本医科大学付属病院／東京都）、岡本秀行（川口市保健所／埼玉県）、西隈亜紀（東京フレンズ／東京都）、三品竜浩（仙台保護観察所／宮城県）、森田久美子（立正大学／埼玉県）、吉田真由美（福岡市児童心理治療施設／福岡県）、四ツ谷創史（青森県七戸児童相談所／青森県）、上野陽弘（こどもの心のケアハウス嵐山学園／埼玉県）

2) 組織部

担当副会長 洗 成子（愛誠病院／東京都）、水野拓二

部長 島内美月（八幡浜医師会立双岩病院／愛媛県）、渡邊俊一（希づき／福岡県）

<組織強化委員会>

委員長 中川浩二（和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課／和歌山県）

委員 竹内亮平（三愛病院／北海道）、根田悠士（秋田東病院／秋田県）、横山基樹（いなしきハートフルセンター／茨城県）、寺西里恵（金沢市障害者基幹相談支援センター／石川県）、島田泰輔（クオーレ総合福祉ステーション／大阪府）、的場律子（福永病院／山口県）、黒下良一（第一病院／徳島県）、山口麻衣子（地域生活支援センターすみよし／宮崎県）、蓬原由梨香（和歌山県精神保健福祉センター／和歌山県）

<災害支援体制整備委員会>

委員長 河合 宏（こころの医療たいようの丘ホスピタル／岡山県）

委員 山村 哲（なるかわ病院／北海道）、森谷就慶（東北文化学園大学／宮城県）、濱谷 翼（埼玉県立精神医療センター／埼玉県）、島津屋賢子（日本社会事業大学／東京都）、木谷昌平（松原会／石川県）、大原弘之（和歌山県立こころの医療センター／和歌山県）、日向晴美（さぬき市民病院／香川県）、木ノ下高雄（就労サポートセンター菊陽苑／熊本県）

助言者 菅野直樹（福島赤十字病院／福島県）

3) 広報部

担当副会長 洗 成子（愛誠病院／東京都）

部長 渡辺由美子（市川市福祉部障がい者施設課／千葉県）

<機関誌編集委員会>

委員長 渡部裕一（みやぎ心のケアセンター／宮城県）

副委員長 三品竜浩

委員 鈴木篤史（じりつ／埼玉県）、原田郁大（国府台病院／千葉県）、坂本智代枝（大正大学／東京都）、大泉圭亮（日本ソーシャルワーク教育学校連盟／東京都）、田村洋平（日向台病院／神奈川県）、原 敬（清和会／島根県）、木本達男（岡山市こころの健康センター／岡山県）、谷口恵子（東京福祉大学／東京都）、寺西里恵、三木良子（帝京科学大学／東京都）

助言者 柏木 昭（名誉会長／聖学院大学総合研究所スーパービジョンセンター／埼玉県）

2. 個別の設置根拠に基づくもの

1) 特別委員会設置運営規程

担当副会長 洗 成子（「精神保健福祉士業務指針」委員会、メディア連携委員会）、水野拓二（東日本大震災復興支援委員会、精神保健医療福祉ビジョン策定委員会）

担当理事 磯崎朱里（「精神保健福祉士業務指針」委員会／メンタルケアステーションyui／和歌山県）、長谷 諭（東日本大震災復興支援委員会、メディア連携委員会）、尾形多佳士（精神保健医療福祉ビジョン策定委員会）

<「精神保健福祉士業務指針」委員会>

委員長 岩本 操（武蔵野大学／東京都）

副委員長 赤畑 淳（立教大学／埼玉県）

委員 浅沼充志（花巻病院／岩手県）、岡本亮子（さいたま市教育委員会／埼玉県）、坂入竜治（武蔵野大学／東京都）、鹿内佐和子（目白大学／東京都）、鈴木あおい（メンタルケア協議会／東京都）、古市尚志（浅香山病院／大阪府）

<東日本大震災復興支援委員会>

委員長 菅野直樹

委員 菅野好子（青松館／岩手県）、北村昇二（宮古山口病院／岩手県）、嵐 朋子（ひまわりデイサービスセンター／宮城県）、菅野正彦（桜ヶ丘病院／福島県）、伊藤亜希子（福島県教育庁相双教育事務所／福島県）、伏見香代（相馬広域こころのケアセンターなごみ／福島県）、小淵恵造（ロカーレ／群馬県）、鴻巣泰治（西熊谷病院／埼玉県）、三瓶芙美（青山会津久井浜クリニック／神奈川県）

<精神保健医療福祉ビジョン策定委員会>

委員長 尾形多佳士（権利擁護部 部長（理事））

副委員長 菅野直樹（東日本大震災復興支援委員会 委員長）

副委員長 吉澤浩一（地域生活支援推進委員会 委員長）

委員 田村綾子（会長）、水野拓二（副会長）、木太直人（常務理事）、有野哲章（権利擁護部 部長（理事））、徳山 勝（権利擁護部 部長（理事））、渡邊俊一（組織部 部長（理事））、三溝園子（精神医療・権利擁護委員会 委員）、波田野隼也（地域生活支援推進委員会 委員）、竹内亮平（組織強化委員会 委員）、的場律子（組織強化委員会 委員）、岡田隆志（精神保健福祉士の資質向上推進委員会 委員長）、茶屋道拓哉（学会誌投稿論文等査読小委員会 委員長）

<メディア連携委員会>

委員長 原 昌平（相談室ぱどる・ぱどる行政書士事務所／大阪府）

委員 正木英恵（NTT東日本関東病院／東京都）、池沢佳之（ハートクリニック／神奈川県）、杉山詔二（青葉の森こころの相談室／千葉県）、城 美早（あしすと阪急阪神／大阪府）、足立孝子（島根大学／島根県）、上田広大（北大通こころのクリニック／北海道）、菅原朋子（ティーペック大阪EAPセンター／大阪府）、飯田和代（奈良県立藤の木学園／奈良県）、渡邊洋祐（あさやけ社会福祉士事務所／大阪府）

2) 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」設置運営規程

担当副会長 洗 成子

担当理事 渡邊俊一

<クローバー運営委員会>

委員長 長谷川千種（長谷川ソーシャルワーク・成年後見事務所／東京都）

副委員長 齋藤敏靖（東京国際大学／埼玉県）

委員 安部裕一（ブラウンシュガー／福岡県）、浅沼尚子（長楽庵／神奈川県）、岡田昌

大（こころのクリニック西尾／愛知県）、川井邦浩（サポートセンターOMS／大阪府）、山口雅弘（鷹岡病院／静岡県）、関原 育（ほっとすぺーす／東京都）、吉川優子（ライフサポートオフィスMVC／埼玉県）、齋藤憲磁（国立県営神奈川障害者職業能力開発校／神奈川県）

外部委員 熊倉千雅（くまくら社会福祉士事務所／東京都）

助言者 今村浩司（西南女学院大学／福岡県）、岩崎 香（早稲田大学人間科学学術院／埼玉県）

3) 生涯研修制度運営細則

研修センター長 廣江 仁（養和会／鳥取県）

担当理事 岩尾 貴（しごと・くらし応援センターはるかぜ／石川県／研修企画運営委員会、認定スーパーバイザー養成委員会）、行實志都子（神奈川県立保健福祉大学／神奈川県）、佐原まち子（WITH医療福祉実践研究所／非構成員／精神保健福祉士の資質向上推進委員会）、島内美月（精神保健福祉士の資質向上推進委員会）

<研修企画運営委員会>

委員長 鈴木詩子（成増厚生病院／東京都）

副委員長 富岡賢吾（伊都の丘病院／福岡県）、

委員 元井昭紀（南空知地域生活支援センターりら／北海道）、竹内一貴（青森市福祉部障がい者支援課／青森県）、山田 伸（メンタルホスピタルかまくら山／神奈川県）、早川 智（こころのクリニック高島平／東京都）、水野 恵（グループホームコーポ狩野／静岡県）、山北佑介（相談事業所ひだまり／愛知県）伊藤大士（四條畷保健所／大阪府）、知名純子（まるいクリニック／京都府）、河村隆史（己斐ヶ丘病院／広島県）、久米川晃子（藍里病院／徳島県）、白澤珠理（相談事業所ドライブ／鹿児島県）

助言者 小沼聖治（聖学院大学／埼玉県）

<精神保健福祉士の資質向上推進委員会>

委員長 岡田隆志（福井県立大学／福井県）

委員 池田健太郎（滋賀県健康医療福祉部障害福祉課／滋賀県）、越智あゆみ（県立広島大学科／広島県）、川島菜己（鷹岡病院／静岡県）、鈴木知子（生活支援センターぽると・ベル／奈良県）、長島由季（成増厚生病院／東京都）、前田秀和（ピアツァ桜台／福岡県）、森 新太郎（ミュー／東京都）、山田 敦（川崎市精神保健福祉センター／神奈川県）

助言者 古屋龍太（日本社会事業大学大学院／東京都）

<認定スーパーバイザー養成委員会>

委員長 北森めぐみ（順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院／埼玉県）

副委員長 西銘 隆（田崎病院／沖縄県）

副委員長 池沢佳之（ハートクリニック／神奈川県）

委員 今井博康（北翔大学／北海道）、荒田 寛（龍谷大学／滋賀県）、石川到覚（大正大学／東京都）、池谷 進（あおぞら相談室／山梨県）、森山拓也（城西国際大学／千葉県）、中村雅代（刈谷病院／愛知県）

助言者 柏木 昭

4) 倫理委員会規程

<倫理委員会>

委員長 中山 真（浦安荘／岡山県）

委員 澁谷庸起子（武者クリニック／宮城県）、塚本哲司（埼玉県立精神医療センター／埼玉県）、紅林奈美夫（松本圏域障がい者基幹相談支援センター／長野県）、菅原小夜子（こころ／静岡県）、金 文美（大阪保健福祉専門学校／大阪府）、今

村浩司、平澤千鶴子（平澤法律事務所／弁護士／非構成員）、松本成輔（あいおい法律事務所／弁護士／非構成員）

5) 役員選出規程

＜役員選挙管理委員会＞

委員長 四方田 清（鎌取相談支援センター／千葉県）
委員 河本次生（埼玉県立精神保健福祉センター／埼玉県）、榎 かおり（翠会ヘルスケアグループ本部／東京都）、鈴木 剛（田園調布学園大学／神奈川県）、吉野比呂子（昭和女子大学／東京都）

6) 代議員選出規程

＜代議員選挙管理委員会＞

委員長 小谷尚子（徳島県立中央病院／徳島県）
副委員長 松股哲也（小倉蒲生病院／福岡県）
委員 塩澤まどか（三浦メンタルクリニック／北海道）、波田野隼也、坂本祐子（南八幡メンタルサポートセンター／千葉県）、鶯 領太郎（静岡福祉大学／静岡県）、中家嘉章（和歌山県精神保健福祉センター／和歌山県）、松村健司（医療福祉センター渡辺病院／鳥取県）

7) 全国大会運営規程及び日本精神保健福祉士学会規程

＜第56回全国大会運営委員会及び第20回学術集会運営委員会（北海道）＞

全国大会長・学術集会長 佐々木 寛
運営委員長 佐藤志津
事務局長 尾形多佳士
運営委員 池田侑子、出田亜弥佳、井上希実、岡崎翔一、木村彰宏、酒井幸樹、佐賀良太、佐久間 裕、佐々木旭美、佐々木 諭、瀬戸口祐貴、高田大志、高田浩行、竹内亮平、高谷澄恵、田中良人、勅使瓦 愛、鶴羽康弘、出口菜緒、照井涼子、西田暁生、朴 明敏、細田美保、元井昭紀、山村 哲

8) 総会運営規程

＜第9回定時総会運営委員会＞

委員長 小澤一紘（日本精神保健福祉士協会／東京都）
委員 植木晴代（日本精神保健福祉士協会／東京都）、小池有香（日本精神保健福祉士協会／東京都）、依田葉子（日本精神保健福祉士協会／東京都）

＜第2回臨時総会運営委員会＞

委員長 植木晴代

9) 日本精神保健福祉士学会規程

学会長 田村綾子

運営委員長 廣江 仁

＜第20回学術集会抄録原稿査読小委員会＞

委員長 木太直人

委員 浦田泰成（名寄市立大学／北海道）、松浦智和（名寄市立大学／北海道）、瀧 誠（愛知淑徳大学／愛知県）、小川隆司（中村メンタルクリニック／愛知県）、佐藤正彦（西毛病院／群馬県）

＜学会誌投稿論文等査読小委員会＞

委員長 茶屋道拓哉（鹿児島国際大学／鹿児島県）

委員 坂本智代枝、岩本 操、富島喜揮（四国学院大学／香川県）、山口創生（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所／東京都）、齋藤敏靖、中村和彦（北星学園大学／北海道）、石田賢哉（青森県立保健大学／青森県）、藤原正子（福島学院大学／福島県）、赤畑 淳、山村 律（日本大学／東京都）、中越章乃（東海

大学／神奈川県)、青木聖久(日本福祉大学／愛知県)、鈴木孝典(高知県立大学／高知県)、栄 セツコ(桃山学院大学／大阪府)、相川章子(聖学院大学／埼玉県)、大西 良(筑紫女学園大学／福岡県)、大谷京子(日本福祉大学／愛知県)、齋川信幸(日本社会事業大学／東京都)、大岡由佳、種田綾乃、高木健志(佛教大学／京都府)、鬼塚 香(福岡県立大学／福岡県)、平川泰士(九州看護福祉大学／熊本県)

助言者 岩崎 香

10) 分野別プロジェクト設置要綱

担当理事 廣江 仁(スクールソーシャルワーク)、水野拓二(認知症)、洗 成子(産業精神保健)、岡本秀行(発達障害、診療報酬、貧困問題、多文化共生ソーシャルワーク)

<スクールソーシャルワーク>

リーダー 岩永 靖(九州ルーテル学院大学／熊本県)

チーム員 名城健二(沖縄大学／沖縄県)、山本操里(大崎市教育委員会／宮城県)、岡本亮子、藤澤 茜(香川県教育委員会／香川県)、高口恵美(西南女学院大学／福岡県)

<認知症>

リーダー 佐古真紀(浅香山病院／大阪府)

チーム員 畠山 啓(東京都健康長寿医療センター／東京都)、佃 正信(新生病院／兵庫県)、蔭西 操(南加賀認知症疾患医療センター／石川県)、新田怜小(サポートセンターほっと／静岡県)、柏木一恵

<産業精神保健>

リーダー 春日未歩子(ジャパンEAPシステムズ／東京都)

チーム員 真船浩介(産業医科大学／福岡県)、重山三香子(あおぞら／東京都)、島袋恵美(沖縄メンタルサポート&コンサル／沖縄県)、風間洋子(神田東クリニック／東京都)

<発達障害>

リーダー 後藤智行(柏駅前なかやまメンタルクリニック／千葉県)

チーム員 柴田泰臣(ビルド神保町／東京都)、赤堀久里子(千葉県中核地域生活支援センターさんネット／千葉県)、伊井統章(アソシア／兵庫県)、越智勇次(しょうがい者就業・生活支援センターアイリス／京都府)

<診療報酬>

リーダー 澤野文彦(沼津中央病院／静岡県)

チーム員 大塚淳子(帝京平成大学／東京都)、櫻井早苗(愛知県精神医療センター／愛知県)、辻本直子(オラシオン／大阪府)

<貧困問題>

リーダー 柏木 一恵

チーム員 原 昌平、野村恭代(大阪市立大学／大阪府)、小関清之、中島宗幸(堺市南保健センター／大阪府)、加藤雅江

<多文化共生ソーシャルワーク>

リーダー 大橋雅啓(東日本国際大学／福島県)

チーム員 瑞慶覧紗希(国立国際医療研究センター国府台病院／千葉県)、諸井一郎(川崎市役所／神奈川県)、木村真理子(愛恵福祉支援財団／神奈川県)

3. 補助金・助成金事業によるもの

1) 厚生労働省

(1) 令和3年度障害者総合福祉推進事業

<事業名>

退院後生活環境相談員の業務と退院支援委員会の開催等の実態に関する全国調査

<担当理事>

水野拓二、木太直人、尾形多佳士

(2) 令和3年度自殺防止対策事業

<事業名>

「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業

<担当理事>

洗 成子、木太直人

(3) 令和3年度こころの健康づくり対策事業

<事業名>

心のケア相談研修事業

<担当理事>

廣江 仁、岩尾 貴

(5) 令和3年度依存症民間団体支援事業

<事業名>

第2期アルコール健康障害対策推進基本計画をはじめとする依存症対策の推進に掛かるソーシャルワーカーの視点に基づく人材養成及び普及啓発事業～「オンラインによる依存症ソーシャルワーク基礎講座」と「あらゆる領域のソーシャルワーカーにとっての汎用性の高い依存症支援の標準モデルを目指すソーシャルワーカー関係団体の協働による成果物作成」～

<担当理事>

水野拓二、岡本秀行

2) 社会福祉振興・試験センター 令和3年度福祉人材養成・研修事業

<事業名>

令和3年度精神保健福祉士リーダー研修事業

<担当理事>

廣江 仁、岩尾 貴

3) 日本財団 2021年度助成金

<事業名>

Eメール対応による「子どもと家族の相談窓口」の設置及び子ども家庭支援のための人材養成

<担当理事>

加藤雅江

4. 相談役（定款第34条及び顧問及び相談役規程に基づくもの）

門屋充郎、西澤利朗（目白大学／東京都）、古屋龍太

5. 名誉会長（名誉会長規程に基づくもの）

柏木 昭

6. 名誉会員（定款第5条第1項第4号及び名誉会員推薦規程に基づくもの）

柏木 昭、大野和男（ドレミファ会／神奈川県）、門屋充郎、高橋 一（東京都）、竹中秀彦（京ヶ峰岡田病院／愛知県）

7. 常勤役員及び事務局

常務理事 木太直人
事務局長 坪松真吾
班 長 [総務班] 植木晴代 [広報班・研修班] 依田葉子
主 任 [総務班] 小澤一紘 [研修班] 奈良 友
事務局員 [総務班] 露崎葉子、湯田美枝、原 浩子（経理担当）、菊池江美子（令和3年度自殺
防止対策事業担当／週4日）、古賀悦子（派遣職員／週4日）、淺沼尚子（ク
ローバー担当／週1日）、吉川優子（クローバー担当／週1日）
[研修班] 柳澤久恵、小池有香、武田美紀子

2021年度関係機関・団体等への役員等派遣体制

(2022年3月現在)

関係機関・団体名	委員会等	役職	被派遣者（役職又は所属支部）	派遣区分
厚生労働省	認知行動療法研修事業評価委員会	委員	木太直人（常務理事）	指名
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会	構成員	田村綾子（会長）	選出
	「心のサポーター養成に係る調査・分析業務等一式」の調達に係る事業評価委員会	委員	田村綾子（会長）	推薦（指名）
	地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会	委員	田村綾子（会長）	指名
文部科学省	いじめ防止対策協議会	委員	田村綾子（会長）	選出
	都道府県スクールソーシャルワーカー活用事業連絡協議会	オブザーバー団体	—	—
法務省	“社会を明るくする運動”中央推進委員会	構成団体	事務局対応／坪松真吾（事務局長）	選出
消費者庁	高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会	構成団体	事務局対応／坪松真吾（事務局長）	選出
国土交通省関東運輸局	移動等円滑化評価会議関東分科会	委員	木太直人（常務理事）	推薦
	（公財）社会福祉振興・試験センター	評議員	田村綾子（会長）	職名
	（公財）日本障害者リハビリテーション協会	評議員	木太直人（常務理事）	指名
	（公社）日本精神保健福祉連盟	理事	宮部真弥子（監事）	選出
	（公財）日本精神衛生会	理事	大塚淳子（東京都支部）	指名
精神保健従事者団体懇談会（精従懇）		代表	木太直人（常務理事）	選出
		構成員	大塚淳子（東京都支部）	選出
		事務局	湯田美枝（総務班）	持回り
（NPO）日本障害者協議会（JD）		理事	木太直人（常務理事）	選出
		協議員	木太直人（常務理事） 坪松真吾（事務局長）	選出
		政策委員	福富 律（東京都支部） 宮井 篤（東京都支部）	選出
		企画委員	木太直人（常務理事）	依頼
		総務委員	坪松真吾（事務局長）	依頼
日本ソーシャルワーカー	代表者会議	代表者	田村綾子（会長）	選出

関係機関・団体名	委員会等	役 職	被派遣者（役職又は所属支部）	派遣区分
カー連盟（JFSW）			木太直人（常務理事）	
	事務局長会議	—	坪松真吾（事務局長）	職名
	倫理綱領委員会	委員	田村綾子（会長） 岡本秀行（理事） 岩本 操（東京都支部）	選出
	ハート相談センター 運営委員会	委員長	木太直人（常務理事）	指名
	国際委員会	委員	大橋雅啓（福島県支部） 瑞慶覧紗希（千葉県支部）	選出
			国際関係 サポーター	木村真理子（東京都支部） 諸井一郎（神奈川県支部）
研修プログラム開発 プロジェクト	メンバー	加藤雅江（理事） 木太直人（常務理事） 岩本 操（東京都支部）	選出	
ソーシャルケアサー ビス従事者研究協議 会	全体会議	代表者	田村綾子（会長） 木太直人（常務理事） 坪松真吾（事務局長）	職名 及び 選出
	政策企画部会	代表者	田村綾子（会長） 木太直人（常務理事） 坪松真吾（事務局長）	職名 及び 選出
	事務局長会議	担当	坪松真吾（事務局長）	職名
	福祉三専門職による ソーシャルワークの 有効性に関する研究	担当	木太直人（常務理事）	分担 指名
	児童虐待問題ワーキ ンググループ	担当	木太直人（常務理事） 加藤雅江（理事）	選出
	議員連盟支援プロジ ェクトチーム	担当	坪松真吾（事務局長）	選出
国民医療推進協議会		理事	田村綾子（会長）	職名
医療保健福祉領域公認心理師推進協議会		担当理事	木太直人（常務理事）	選出
（NPO）地域精神保健 福祉機構（コンボ）	リカバリー推進フォ ーラム企画委員会	委員	四方田 清（千葉県支部）	選出
（一社）日本発達障害ネットワー ク（JDD）		理事	渡辺由美子（理事）	選出
		代議員	松田和也（東京都支部）	選出
		多職種連携 委員会	渡辺由美子（理事）	選出
日本の福祉を考える会		会員	田村綾子（会長）	—
（公社）日本精神神経 学会	多職種協働委員会	委員	大塚淳子（東京都支部）	指名
	慢性療養者の医療・支 援のあり方検討委員会	委員	洗 成子（副会長）	推薦
	地域ケアにおける自立	委員	廣江 仁（副会長）	推薦

関係機関・団体名	委員会等	役職	被派遣者（役職又は所属支部）	派遣区分
	支援のあり方検討委員会			
(一財) 社会福祉研究所		評議員	木太直人（常務理事）	指名
精神保健福祉事業団体連絡会		監事団体	木太直人（常務理事）	指名
チーム医療推進協議会		代議員	木太直人（常務理事）	選出
		予備代議員 1	洗 成子（副会長）	選出
		予備代議員 2	水野拓二（副会長）	選出
(一社) 全国訪問看護事業協会	精神訪問看護推進委員会	委員	木太直人（常務理事）	選出
(公財) 日本財団	就労支援フォーラム NIPPON	実行委員	木太直人（常務理事）	派遣
救急認定ソーシャルワーカー認定機構		理事	駒野敬行（大阪府支部）	推薦
アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク		幹事団体代表	小関清之（山形県支部）	選出
医療基本法共同骨子の共同提案団体		共同団体代表	洗 成子（副会長）	選出
(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	理事会	理事	田村綾子（会長）	推薦
	社会福祉系専門職大学院認証評価事業判定委員会	委員	田村綾子（会長）	推薦
(公社) 日本社会福祉士会	リーガル・ソーシャルワーク研究委員会	委員	松田裕児（千葉県支部）	派遣
(一財) あかしこども財団	西日本こども研修センターあかし運営委員会	委員	加藤雅江（理事）	推薦
(福) 全国社会福祉協議会	中央福祉人材センター運営委員会	委員	田村綾子（会長）	推薦
(一社) 日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会	全国聴覚障害者相談支援事業報告書制作委員会	委員	長谷川千種（東京都支部）	派遣
PwC コンサルティング合同会社	「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」検討委員会	委員	田村綾子（会長）	派遣
有限責任監査法人トーマツ	「ひきこもり地域支援センターにおける支援の質の向上及び平準化を目的とした職員の養成手法に関する研究事業」検討委員会	委員	門田光司（福岡県支部）	推薦

関係機関・団体名	委員会等	役 職	被派遣者（役職又は所属支部）	派遣区分
公益社団法人日本精神科病院協会	「行動制限最小化委員会の実態に関する研究」検討委員会	委員	川口真知子（東京都支部）	派遣
一般社団法人日本産業保健法学会		参与	田村綾子（会長）	指名

2021年度提出要望書・見解等

(日付順)

標 題 横浜市における不適切な生活保護申請対応を受けた今後の生活保護行政の改善・再発防止に関する要望

日 付 2021年4月13日

発 送 番号 JAMHSW 発第 21-15 号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 厚生労働大臣 田村憲久 様

平素より精神保健福祉の向上にご尽力くださり、厚くお礼申し上げます。

さて、貴省でもご認識のとおり、コロナ禍は、元々生活基盤が不安定であった人々にもっとも深刻な打撃を与え、その困窮の度合いは増すばかりとなっています。そのような現状下にあつて今般明るみに出た横浜市神奈川区役所における「水際作戦」のごとき申請を抑制する事態はセーフティーネットの崩壊に直結するものであり、許されるべきことではありません。

対応した職員が福祉専門職であったとの報道を、ソーシャルワーカーの専門職団体である本協会は大きな衝撃をもって受けとめ、改めてソーシャルワーカーの専門性を顧み、人権感覚を鍛える必要を感じております。しかし、福祉専門職であっても水際作戦のような不適切な行政対応を許容してしまう構造上の問題の改善が喫緊の課題であることは言うまでもありません。

つきましては、今後の再発防止等の措置に関し、下記のとおり要望いたします。

記

1. 原因の究明と適切な運用の確保について

不適切な対応が生じてしまった背景として、職員の知識不足、誤った運用の組織内共有等、様々な可能性が考えられます。しかし未だ原因が精査されたとは言えず、他の自治体でも同様の状態にある可能性は否定できません。同時に、生活保護行政は均てん化されるべきであるにも関わらず、自治体間の運用差も解消されていません。

また、生活や生命に直結する極めて重要な制度であるにも関わらず、権利侵害を予防する実効的な仕組みがありません。

【要望事項】

- (1) 徹底した原因究明と分析、そして再発防止策について早急に着手してください。
- (2) 速やかに各自治体に向けた実態調査を行って結果を公表し、必要な是正措置を講じてください。
- (3) 全国統一された、正しく分かりやすい「重要事項説明資料」を作成し、その使用を義務化してください。
- (4) 個別の面接は、来談者が拒んだ場合を除き行政側でも録音することを原則にしてください。情報を正確に把握し、面接対応の品質向上に役立てるためであり、職員の不当な言動を防ぐとともに、職員の身を守ることもなります。そのためのICレコーダーの費用は、国が負担してください。
- (5) 面接には、他の部署や機関の福祉職を含む支援者が立ち会えることを明確にするるとともに、支援者がいないときに本人が希望すれば福祉または法律の専門職を派遣する制度を作ってください。
- (6) 相談者、利用者、支援者などからの福祉行政に関する苦情の受付、行政との仲介、改善要望等を行う第三者機関を設置してください。

2. 生活保護ケースワーカーの量と質の確保について

一部自治体において特に深刻であることは周知のことですが、ケースワーカー数の不足によって現場は疲弊し、必要十分な教育を受けることができていません。

また、個人の資質が向上しても、組織に属する者として、上司等からの不適切な圧力を感じると適切に行動できません。たとえば今般のような不適切対応が組織的に求められたとすれば、そのことに声を上げて是正につなげることは極めて困難です。

【要望事項】

- (1) ケースワーカー現業員、査察指導員の人員配置基準を、現在のような標準数ではなく、法的拘束力を持つ基準に戻すとともに、会計年度職員をはじめ常態的な非正規職員の多用に歯止めをかけてください。

- (2) ケースワーカー、査察指導員の人件費と事務費が、用途を限定しない地方交付税交付金の一部として自治体に交付される現状を改め、義務教育費国庫負担制度等と同様にその全額か、少なくとも保護費と同じく4分の3を国庫負担としてください。
- (3) 生活保護、児童福祉をはじめとする福祉分野については、中途採用を含み福祉職として職員を採用することを促進してください。
- (4) 着任前及び一定期間ごとに、制度や倫理を網羅した全国統一フォーマットによる研修の受講を義務化し、的確な知識と誇りを持って職務に取り組めるようにしてください。講師には、貧困問題等を専門とする外部人材、生活保護を利用する当事者等を活用してください。
- (5) 業務の特殊性を踏まえ、パワーハラスメント防止、ストレスチェック等の一般施策に加えて、制度的な身分保障と、職員が悩みを安心して話せる相談先の確保、外部からのヒアリング・組織診断など、職場風土の改善・向上に役立つ仕組みの導入を検討してください。その際には、専門職団体や福祉行政に関する第三者機関の利用もありうると考えます。
- (6) 地区担当のケースワーカーの経験・力量の差をカバーし、過重負担、孤立を防ぐため、1つの地区をできる限り男女のペアで受け持つ方式の当否を研究してください。このことは、利用者が異性のときに生じる問題や個別の相性が合わない場合の対処にもなります。

3. 生活保護制度の周知・広報について

世間一般にも生活保護への偏見、誤解等が根強く残っており、制度利用の妨げになっています。申請主義が原則となっていますが、このような状況では適切に申請に至る意思決定ができず、コロナ禍においては特に事態は深刻です。

【要望事項】

- (1) 当面、国の責任において制度周知、申請勧奨等の広報をテレビ、新聞、ネット等の広告を含めて、強力に進めてください。
- (2) 各自治体にも積極的な広報施策を求め、将来的には義務付けてください。
- (3) 生活保護の申請用紙を、相談窓口と福祉関係機関に備え付けるとともに、会いできる日が一日も早く来ることを祈っています。

標 題 札幌地裁「新・人間裁判」の判決に対する声明

日 付 2021年4月14日

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

2021年3月29日、国が生活保護費の支給額を引き下げたのは生存権を認めた憲法に違反するとして北海道の生活保護受給者らが処分の取り消しを求めた裁判において、札幌地方裁判所（以下「札幌地裁」という。）は原告の請求を棄却しました。この判決に対して、精神障害者をはじめとするすべての人の権利を擁護し、メンタルヘルス課題のある方々を対象とするソーシャルワーカーの職能団体である本協会としての見解を以下に表明します。

札幌地裁は、基準の改定による引き下げは、「厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権があり」と指摘し、「国の財政事情を踏まえた自民党の政策の影響を受けたものであったとしても、直ちに裁量権の範囲の逸脱又は乱用があるとはいえない」として原告の請求を棄却しました。

一方、大阪地方裁判所では2021年2月22日に、厚生労働大臣による生活保護基準改定を違法とし、同基準による減額処分の取り消しという画期的な判決が言い渡されており、厚生労働大臣が2013年から2015年にかけて生活保護基準を減額改定した判断には、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くとしていました。

ところが札幌地裁では、「統計学上正当性を欠くとはいえないし、不合理であったと認められない」としており、客観的であるべき改定作業のプロセスが、行政の都合、政治的意見、社会風潮等によって歪められた事実は無視されています。このような、司法の責任を放棄したかに見える今回の不当判決は、131人の原告だけでなく、多くの生活保護受給者の思いや尊厳を踏みにじるばかりか、生活保護に対する誤った認識やスティグマを強めるものであり、生活保護制度を取り巻く現実を直視し全容を把握できているとは思えません。

本協会は、今後も続く各地での裁判と世論に与える影響を危惧し、本判決に強く抗議するとともに、一連の裁判の動向を今後も注視し、全国各地で本裁判を戦っている約 1,000 人の原告や弁護団、支援者を応援していきます。また、社会正義の実現を追求するとともに、すべての人のいのちと健康が守られる社会の実現に向けて今後も尽力していきます。

標 題 横浜市における不適切な生活保護申請対応をめぐって

日 付 2021 年 4 月 15 日

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 構成員

日頃より本協会の活動にご参加いただき、感謝申し上げます。

コロナ禍によって、非正規労働者や外国人、アルバイト学生など、元々生活基盤が不安定であった人々ほど、困窮の度合いが増しています。特に女性は、今回大きな打撃を受けた飲食業やサービス業に非正規で従事している人も多く、皆さまも困窮の深刻化をお感じのことと思います。

今般、生活保護申請に訪れた女性に対し、「ホームレスの場合は施設対応」などと明らかな虚偽の説明を繰り返し、まさに「水際作戦」で申請を妨害するという事案が、横浜市神奈川区役所で発生しました。市民の生存権の保障にかかわる完全な独占性を持つ組織が自らセーフティーネットの崩壊を招く行為であり、ようやくの思いで窓口につながった人の気持ちを萎えさせ、うつ病の発症や最悪の場合は自死にもつながりかねない重大な過失（又は故意による不作為）であるといえます。

さらに衝撃的なことに、この事案は経験のある常勤の福祉専門職による対応でした。これまで本協会は、生活保護をめぐる要望で福祉専門職の常勤配置を要求してきました。福祉事務所職員の約 6 割が福祉専門職であるという先進的な横浜市でこのような実態があることに驚きと怒りを禁じえません。またそれ以上に、常に社会的に弱い立場にある人々の側に立ち、権利擁護を旗幟とする福祉専門職が、命の危機さえ招く権利侵害に加担してしまったことを、私たちは重く受け止めなければなりません。

このような事態の背景には、1) 職員の倫理面・知識面・技術面の専門性の不足、2) 組織的圧力によって不正な運用がまかり通る組織風土、3) コロナ禍においてより際立つケースワーカーの量的な不足、などがあると考えられます。

福祉専門職として高度な専門性を有していても、組織が健全に機能していなければ、その圧力に屈し、権利侵害に手を染めてしまう、あるいは権利侵害を看過してしまうことは十分に起こりえます。それは時に権利が易々と制限されてしまう精神医療に接している精神保健福祉士が、もっとも身に染みて感じていることではないでしょうか。

ソーシャルワーカーは権利侵害に最も敏感に反応し、差別や抑圧、不利益を被っている人々を支え擁護する立場にあります。人権感覚を研ぎ澄ませ、不正と感じられることに直面した時、その当事者に寄り添い、制度・法律及びソーシャルワークの原理に根拠を持って権利擁護が行えるよう、覚悟と理論武装が必要です。その上で、内外の関係者と連携し、制度や組織の改善を含めたソーシャルアクションを展開することも、ソーシャルワーカーとして必須の課題です。

私たちには、精神保健福祉士法第 41 条の 2（資質向上の責務）に定められているとおり、知識及び技術の向上に努める義務があります。

構成員の皆さまには、今回の事案をわが事と受け止め、制度が正しく運用されているかどうか、自らの日常実践が社会的に弱い立場にある人々の側に立っているかどうか、権利擁護に基づいた支援が展開できているかどうかを、改めて問い直してください。

そのためには、少なくとも以下が必要と考えられますことを申し添えます。

- ・生活保護をはじめ、社会保障・福祉の制度や法律の精通に努める。
- ・疑問があれば、法令、通知、書籍などを参照することを怠らない。
- ・職場や周囲の慣習や風土に流されず、ソーシャルワークの原理に基づく批判的な視点を常に持つ。
- ・専門職としての意見を所属組織や関係機関に適切な方法で伝える。
- ・制度や法律に不備があれば、改善策を考え、問題を提起する。

・一人で抱え込まず、同僚をはじめ他職場の仲間や協会等と連携し、支え合う。

本協会としましても、以下のとおり尽力して参る所存です。

- ・これまで以上に、制度や法律に関する知識を提供する機会を増やす。
- ・制度や法律の運用等に関する構成員の疑問、悩み、困りごと等へのサポート体制について検討する。
- ・さまざまな制度の改革、職場改善のための研究、提言等の活動を強化する。

なお、厚生労働大臣宛に提出した本事案に関する要望書を併せてご一読くださいますようお願い申し上げます。

標 題 【要望】子ども家庭福祉に関する資格のあり方について

日 付 2021年4月21日

発 信 者 公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 厚生労働省子ども家庭局長 渡辺由美子 様

1. 子ども家庭福祉に関する新たな国家資格の創設には反対いたします。
2. 子ども虐待撲滅のための新たな資格は、社会福祉士と精神保健福祉士のうち高度な専門性を有する者に対する認定資格としてください。
3. 社会的養育専門委員会での論点を、当初課題とされていた児童虐待の撲滅に焦点化してください。

標 題 子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見

日 付 2021年4月21日

発 信 者 公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 座長 山縣文治 様

私たちは、従前より、新たな国家資格の創設には反対の立場をとって参りました。その考えは、『子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ』のとりまとめを拝見した今も変わるものではありません。ソーシャルワークの専門性は一つであり、また地域共生社会の実現に向けて既存の国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士が今後一層の研鑽を重ねることで、この分野においてもソーシャルワーカーとして機能できると考えております。

繰り返しを厭わずに申し上げますと、私たちの提案の主旨は、多職種等の連携によって、子どもとその家庭の支援を展開していくこと、その専門性の確立のためには、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を基礎として専門分野の研鑽の仕組みを構築し、質の担保を「認定」というものです。

私たちは、子どもとその家庭の支援において、ソーシャルワークが欠かせず、であればこそソーシャルワーカー資格の細分化ではなく、ソーシャルワークのアイデンティティを強化しつつ、その基盤の上に、各分野の専門性を高めることが最善の方策であると信じております。これから開始される専門委員会におかれましては、職能団体や養成団体等のヒアリングに加え、パブリックコメントを実施して開かれたご議論を展開していただけますようお願い致します。

標 題 子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見

日 付 2021年4月28日

発 信 者 公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 早坂由美子

提 出 先 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 座長 山縣文治 様

平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力くださっていることに感謝申し上げます。

さて、4月23日に開催された第27回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下、専門委員会）におきまして、厚生労働省子ども家庭局より、資料3-2（子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関する議論の叩き台）として、「基本的な考え方」が提示されましたが、後日、専門委員会においてソーシャルワークの職能団体としての意見陳述の機会を頂戴できると

伺っております。

このたび、別紙のとおり、「基本的な考え方」について論点ごとの意見をまとめましたので、次回以降のご議論の資料としてお取り扱いくださいますようお願い申し上げます。

別紙：「基本的な考え方のイメージ（多職種で問題解決をしていくために）」（PDF：425KB）

https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/yobo/JACSW&JAMHWS&JASWHS_opinion20210428attachment.pdf

標 題 新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止に向けた緊急事態宣言を受けて～精神保健福祉士として子どもと家族をはじめ支援を要するすべての人を支えましょう～

日 付 2021年5月2日

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 理事会

提 出 先 構成員の皆さま

新型コロナウイルス（COVID-19）感染の再拡大のなか、日々奮闘されているすべての皆さまに敬意を表します。

ゴールデンウィークに入りましたが、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために複数の都府県で緊急事態宣言が発出され、その他の地域でも自粛生活が求められています。

子ども虐待やDVの増加、自殺者、特に若者や女性の自殺の増加が統計からも分かっており、今後この傾向はより強まることが危惧されています。

様々な事情から子育て支援を必要とする家庭をはじめ、病気や障害などを抱えて暮らす方々にとって、公的な機関・施設の利用制限等もあり支援が行き届かない状況も現実化しています。

特に、普段は課題が表面化しない家庭においても、長期化するステイホームの影響やリモートワークにより、家庭そのものが社会から孤立し、親子関係・夫婦関係悪化のリスクが高まります。これらの中には、精神保健福祉士が日常的に行っている生活支援があれば避けられる課題も少なくありません。皆さまにとっても感染防止策に努めるなかで制約があるかと思いますが、どうぞ今まで以上に人びとの生活を支え、特に子どもの安全を確保することに努めてください。

本協会では連休中も「子どもと家族の相談窓口」を開設し、24時間メール相談の受け付けと、自殺防止対策として全国6拠点における「こころの健康相談統一ダイヤル」の夜間電話相談事業を行っています。

構成員の皆さまに改めてお願いいたします。日常業務において、より一層「子ども虐待防止」「子育て支援」「家族支援」の視点を意識してソーシャルワークを展開してください。

標 題 ヤングケアラーに対する支援の充実に向けて

日 付 2021年5月24日

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提出先 構成員の皆さま

いま、ヤングケアラーと呼ばれる子ども・若者に対する支援課題がようやく衆目を集めています。

家庭の中で、両親や祖父母、きょうだい等の介護や世話などを行っている子ども・若者たちは「ヤングケアラー」と呼ばれ、直近の調査(1)では中学2年生のおよそ17人に1人、全日制の高校2年生のおよそ24人に1人が「世話をする家族がいる」と回答しています。

そのような実態を受け、厚生労働省と文部科学省は、本年3月に合同で「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、5月17日には具体的な支援策を盛り込んだプロジェクトチームの報告(2)を取りまとめました。

報告には、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、今後取り組むべき施策として教育委員会の担当者だけでなく、医療機関のソーシャルワーカーやケアマネージャー、児童委員、そして子ども食堂のスタッフなど地域や民間機関・団体等も対象にした研修を行うこと、相談体制を強化するため、対面やSNSなどで相談に応じる事業や教育現場へのスクールソーシャルワーカー等の配置を支援することなどが盛り込まれています。

精神保健福祉士は、精神科ソーシャルワーカー（PSW：Psychiatric Social Worker）の時代から「家族支援」を重視してきました。近年は、この支援を要する「家族」が子どもや若者に広がっていることを再認識し、子ど

もらしい暮らしができずに辛い思いを抱いているヤングケアラーの問題に取り組む必要があります。子ども・若者による介護や世話を必要とする親やきょうだいが、メンタルヘルス不調を抱えていることも少なくなく、また、ヤングケアラー自身も精神的な不調を訴え、私たちの目の前に現れることがあります。私たちが日々向き合っているクライアントの家庭には子どもや若者が存在し、彼らが家事や情緒的ケアを担うことで家庭として機能しているのではないかという視点を持つことが重要です。

子ども・若者を苦しめる「貧困」「DV」「虐待」「メンタルヘルス不調」などは精神保健福祉士が介入する切り口になります。ヤングケアラーを生み出す背景にある生活のしづらさに対して、的確なアセスメントを行う必要があります。私たちすべての精神保健福祉士には、子どもが子どもらしく育つ環境を保証し、子ども・若者が安心して健やかに成長するうえでの権利を守ることが求められています。家族を、子どもを孤立させ追い詰めることなく生活を支えていくために、今一度、ご自身のアンテナの感度を上げ、また、必要な制度施策への要望に関するご意見等をお寄せいただければと思います。ヤングケアラーに対する支援の充実に向けて、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

1. 「ヤングケアラーの実態に関する調査」令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000767891.pdf>

2. ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

<https://www.mhlw.go.jp/content/000780549.pdf>

標 題 福岡地裁「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟」判決に対する声明

日 付 2021年5月24日

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 構成員の皆さま

2021年5月12日、福岡地方裁判所（以下、「福岡地裁」という。）は、生活保護基準引き下げ処分取消等請求事件において、原告側の請求を棄却する不当判決を言い渡しました。本訴訟は福岡県内の生活保護利用者ら84名（提訴時は118名）が、国や福岡県及び各自治体などに対して、生存権を保障した憲法25条などに反するものとして、生活保護費の引き下げ取り消しを求めた裁判でした。

福岡地裁は、生活保護基準の引き下げを決めた厚生労働大臣の判断は「裁量権の逸脱や乱用があるとはいえない」とし、憲法で保障される生存権の侵害は認められないと述べました。

また、国が「生活扶助」の基準額引き下げの根拠として示した2013年8月から2015年4月における物価下落率の独自指標についても、「独自指標は理論的な根拠を欠くものとはいえず、著しく不適切とはいえない」とし、「一般国民との不均衡を是正するために行われ、相応の合理的な理由がある」としました。

この判決は、本来客観的であるべき国の生活保護基準額改定作業のプロセスが専門的判断を無視したものであったことを黙認し、生活保護利用者の極めて厳しい生活実態から目を背けたものです。裁判所が、その責務である事実の探求を放棄し、名古屋地裁、札幌地裁同様に被告側の主張を全面的に認めたことは、到底容認できるものではなく強い憤りを感じます。

同種の訴訟は、全国29か所の地方裁判所に起こされており、福岡地裁での判決は4件目、不当判決としては3件目（※）となりました。

本協会は、この不当な判決に強く抗議するとともに、今後も各地での新生存権裁判の行方を注視し、「いのちのとりで裁判」のための支援協力を引き続き行ってまいります。さらに、全国各地で戦っている約1,000名の原告や弁護団、支援者を応援し、声を上げにくい生活保護利用者も含め、すべての人のいのちと心身の健康が守られる社会の実現に向けて今後も尽力していきます。

※1件目の名古屋地裁（2020年6月）では請求棄却、2件目の大阪地裁（2021年2月）では、減額処分の取り消しと独自指標の不整合を認めた「正当な判決」、3件目の札幌地裁（2021年3月）及び4件目となる福岡地裁では、生活保護基準引き下げは「合憲」との判断とともに原告側の請求が全面的に棄却される「不当判決」となった。

標 題 精神科病院における入院患者集団虐待事件に関する声明～第2報～

日 付 2021年7月18日

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

本年5月20日、兵庫県神戸市の神出病院において、男性看護師による入院患者への暴力が疑われる事件報道がありました。既に看護師と患者・家族間の和解が成立しているとのことですが、当該病院において再びこのような事件が起きたことを重く受け止めています。昨年3月に発覚した同病院における虐待事件を受け、本協会は、事件の糾弾とともに、この問題がどこの精神科病院でも起こり得る構造的な問題をはらむものとして「精神障害者の権利擁護の実効に向けて全力で取り組む」ことを表明しました。

本協会は「精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与すること」を目的に掲げ、精神障害者の「権利擁護」を精神保健福祉士の重要な業務と定めています。権利侵害を生じかねない環境の改善に向けた取り組みは私たちの役割であり、当該病院にも複数の精神保健福祉士が勤務している実態に鑑みれば、このことは決して他人事ではなく、自身の実践上の問題として考えていかなければなりません。

昨年の事件発覚以降、当該病院では看護職員等の倫理向上に関する研修会の開催、虐待防止委員会の設置などをもって再発防止へ向けての取り組みがなされているようですが、今後は一連の事件の背景にある精神医療の構造的な問題や制度施策の課題等の理解も含めて、再発防止に向けて私たち自身がなすべきことを全構成員とともに考え、また構成員に限らずすべての精神保健福祉士の更なる資質や倫理の向上に努めていく必要があると考えます。併せて、所管行政に対して神出病院の全入院患者を対象とした退院等の意向調査の早期実施など責任ある対応を求めていくとともに、本協会として一人ひとりの患者の意向に基づいた退院支援等に協力していく所存です。

8月には本件を踏まえて精神保健福祉士の役割を再考する勉強会を予定しています。また、精神保健医療福祉の関連団体にも連携を呼びかけ、このような人間の尊厳を踏みにじる行為や患者の重大な権利侵害の根絶に向けて、鋭意努力を続けていくことを改めて表明いたします。

標 題 2022（令和4）年度診療報酬改定に関する要望について

日 付 2021年7月21日

発 翰 番 号 JAMHSW 発第21-169号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 厚生労働省 保険局 医療課長 井内 努 様

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、精神保健医療福祉における新たな政策理念として検討されてきた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、今般報告書が纏められたところです。本協会としましては、従来の「入院中心医療から地域生活支援へ」の政策方針の下で推進されてきた精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の定着のさらなる強化促進に加えて、今般の報告書にも明記された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構成要素における人材として、圏域内における精神科医療機関内外に渡るネットワーク構築に精神保健福祉士が果たすべき役割があると強く認識しているところです。

さらには、当該ネットワークが、いわゆる「7040」「8050」問題やヤングケアラー、新興感染症等の感染など現代社会に生じている課題から発生するメンタルヘルス及び生活課題を抱える人々の発見や対応にもつながることから、果たすべき役割を認識しております。

つきましては、2022年度の診療報酬改定に向けて以下のとおり要望いたしますので、ご高配のほど何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 通院・在宅精神療法（I002）において、精神科を標榜する保健医療機関の外来診療部門に精神保健福祉士を1名以上配置した場合の体制に係る加算を新設してください。（10点）

<具体的要望内容>

精神科を標榜する保健医療機関の外来診療部門に精神保健福祉士を1名以上配置し、入院中の患者以外の患者及びその家族に対して、必要に応じて保健所、市町村、障害福祉サービス事業所、介護保険事業所等と連携し、療養生活環境を整備するための支援体制がとられている場合において、通院・在宅精神療法の所定点数に加算で

きるようにしてください。

<理由>

通院・在宅精神療養は、精神疾患を有する患者に対して、精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法とされています。そうした治療と併行して、精神保健福祉士が患者の抱える生活課題等に関する相談に応じ、必要な制度や資源に関する情報提供及び利活用支援、関係機関との連絡調整といった生活環境の調整を行うことで、より通院・在宅精神療養の効果も発揮されると考えます。外来診療部門に精神保健福祉士を配置することで、患者や家族が必要時に適宜生活課題等の専門的相談支援を受けられる体制を取るとは、社会的に孤立している精神疾患患者及び家族に社会参加や交流の機会を提供することにもつながると考えます。

また、精神障害者の職場定着や就労支援の強化に向けて実施されている「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」においても外来診療部門の精神保健福祉士がその役割を担うことが可能となることで、一層の強化が見込めます。

<有効性>

患者の支援ニーズを的確に把握し医療機関と関係機関との連携を強化していくことで、患者を中心とした支援ネットワークを形成することが可能となります。また、患者の生活上の課題等が病状に大きく影響することから、例えば年金等の申請及び手帳の取得援助、地域社会資源の情報提供や見学、体験支援など、精神保健福祉士がその解決を支援することにより、患者の安定した地域生活の維持・継続に資することとなります。これらの取組みにより、診療を担当する医師の負担軽減、新規入院の予防及び退院後1年未満再入院率の低減による入院医療費抑制への効果が期待できます。

参考資料① 精神保健福祉士の外来診療部門への配置に係る参考資料 [PDF : 629KB]

<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/yobo/request20210721/referencedata01.pdf>

参考資料② 外来部門に配置される精神保健福祉士の有効性に関する事例 [PDF : 249KB]

<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/yobo/request20210721/referencedata02.pdf>

参考資料③ 【結果概要】 外来患者等に対する精神保健福祉士の相談援助業務等に係るアンケート調査 [PDF : 649KB]

<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/yobo/request20210721/referencedata03.pdf>

2. 通院・在宅精神療養（I002）のうち、通院精神療養の療養生活環境整備指導加算の算定対象を『B015』精神科退院時共同指導料の『1』精神科退院時共同指導料1を算定した患者』に限定せず、「療養生活環境の整備のため重点的な支援を要する患者」としてください。

<具体的要望内容>

算定対象を「平成28～30年度厚生労働行政調査推進補助金障害者対策総合研究事業において「多職種連携による包括的支援マネジメントに関する研究」の研究班が作成した、「包括的支援マネジメント実践ガイド」における「包括的支援マネジメント導入基準」を1つ以上満たした療養生活環境の整備のため重点的な支援を要する患者」としてください。

<理由>

2020年度改定において新設された療養生活環境整備指導加算は、精神科外来における多職種による相談指導（包括的支援マネジメント）を評価するもので画期的な改定内容でした。しかしながら、中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会において実施された「令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」の結果によると、療養生活環境整備指導加算の「届出している」が8.3%と低位にとどまっており、同加算の届出をしていない理由として、満たすことが難しい要件として最も多かったものは「精神科退院時共同指導料1を算定した患者であること」（54.3%）でした。

「包括的支援マネジメント導入基準」には「6か月間継続して社会的役割（就労・就学・通所、家事労働を中心的に担う）を遂行することに重大な問題がある」「自分一人で地域生活に必要な課題（栄養・衛生・金銭・安全・人間関係・書類等の管理・移動等）を遂行することに重大な問題がある（家族が過剰に負担している場合を含む）」といった項目も含まれており、これらに該当する患者に対して、多職種・多機関による定期的なカンフ

アレンスの開催と支援計画に基づいた療養生活環境の整備のための指導を行うことで、特に他者との交流に乏しく社会的に孤立している精神疾患患者に社会参加の機会を提供することにもつながると考えます。

<有効性>

患者の支援ニーズを的確に把握し医療機関と関係機関との連携を強化していくことで、患者を中心とした支援ネットワークを形成することが可能となります。また、患者の生活上の課題等が病状に大きく影響することから、精神保健福祉士等がその解決を支援することにより、患者の安定した地域生活の維持・継続に資することとなります。これらの取組みにより、診療を担当する医師の負担軽減、新規入院の予防及び退院後1年未満再入院率の低減による入院医療費抑制への効果が期待できます。

3. 「精神科訪問療養生活環境整備支援料」（仮称）を新設してください。（550点／1回）

<具体的要望内容>

精神保健福祉士等が患者等に訪問し患者又はその家族等に対して、療養生活環境を整備するための支援を行った場合の「精神科訪問療養生活環境整備支援料」（仮称）を新設してください。算定可能機関は、精神科を標榜する医療機関及び精神科訪問看護療養費の基準を満たす訪問看護ステーションとし、週3回を限度に算定可能とします。

対象は、入退院を頻回に繰り返す、家族によるサポートが難しい、障害福祉サービス等の社会サービスにつながない等、治療中断となるハイリスク患者に限定することが適当と考えます。また、療養生活環境の整備を目的とするため、患者への訪問に限らず、就労支援事業所等の日中活動の場への同行、他科を含む医療機関への連携目的による受診同行等を行った場合も算定することが可能とする必要があります。

<理由>

精神科の通院・在宅等患者は、安定した地域生活を維持するために、生活上の課題等が病状に大きく影響することを防ぐ必要性が高い者が多く存在します。そのための相談及び制度活用、日中活動の場の確保や利用及び利用機関等と医療機関との連携など、生活課題と医療的ケアの関連についてのニーズを生活の場において把握し支援に結び付けるといった療養生活環境整備は、精神保健福祉士の専門性を生かした訪問支援が有効と考えます。

さらに、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告（2021年5月17日）によれば、厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策について「ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。支援を行うにあたっては、まずは、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、アウトリーチにより、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要である。」とされています。精神保健福祉士等が患者等に訪問することで、ヤングケアラーはじめ、あらゆるケアラーの存在やニーズを顕在化させ、専門的援助や必要な社会資源につなぐことが可能になります。

<有効性>

これらの取組みにより、家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあるような状況、家族が接し方に悩んで困難を抱えている状況、生活困窮状況、経済活動に困難を抱えている状況、頻回な入退院及び通院中断のリスク、福祉・介護サービスへのアクセス困難又は利用中断、近隣との交流課題など、さまざまな生活困難課題と病状への影響などに対して、患者及び家族、関係機関支援者への適切な支援を提供可能となります。

結果として、多様な困難状況による生活破綻と派生する社会的費用支出の抑制、病状悪化及び再入院防止に資すると考えます。

4. 精神科退院後生活環境調整会議実施加算Ⅰ（仮称）を新設してください。（300点／1回）

<具体的要望内容>

精神病棟に入院中の患者のうち、入院後7日以内の退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施により、医療的ケアの必要性とは別に退院困難な要因を有する患者を対象として、関係機関も含めた多職種による「精神科退院後生活環境調整会議」を実施し、入院日から起算して1年以内に退院した場合に、入院中2回に限り「精神科退院後生活環境調整会議実施加算Ⅰ」（仮称）を算定できるようにしてください。

この場合において、「精神科退院後生活環境調整会議」には精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規

則に定める医療保護入院者退院支援委員会及び「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」（平成30年3月27日、障発0327第16号）に基づく退院後支援計画作成のための会議を含めることとさせていただきます。

<理由>

医療的ケアの必要性とは別に退院困難な要因を有する患者の退院及び地域移行支援においては、福祉サービスの利用や居住資源確保、家族関係調整など、関係機関を含めた多職種による退院後生活環境調整が欠かせません。現状において、そのような会議等の開催実施の必要性は高く、実際に実施されているものの、医療機関に対する評価がないことから、会議が有効に活用されないことが懸念されます。

<有効性>

精神科退院後生活環境調整会議の実施が促進されることにより、地域定着における定着阻害要因が減少し、さまざまなリスク回避が可能となると考えられます。病状悪化や再入院防止につながることで医療費抑制にも資すると考えます。

<参考>

本協会が実施した精神保健福祉士の業務実態等に関する調査（調査日2017年12月6日8:00～12月7日7:59）の集計結果によると、主な勤務先が医療機関である精神保健福祉士（n=1,804名）の業務ごとの実施者割合のうち、「会議」の実施者割合は87.5%と高く、平均実施時間は73.4分であり、そのうち1時間以上の時間を費やしている割合は42.6%であった。「会議」の内訳では、ケア会議（退院支援委員会や所属機関の内外を問わず、当事者や家族の支援の方向性等に関する会議を含む）の平均実施時間は16.2分であった。

5. 精神科退院後生活環境調整会議実施加算Ⅱ（仮称）を新設してください。（300点／1回）

<具体的要望内容>

任意入院の患者に対し、入院後1年経過時及び以後2年ごとに入院（継続）の意思確認をする際に、精神保健福祉士が行政を含む関係機関と精神科退院後生活環境調整会議を実施し、実施後1年以内に退院した際に加算できるようにしてください。

<理由>

1年以上長期在院患者のうち4割はIADL支援及び居住資源や家族関係調整等の困難の解消ができれば退院可能と言われています。また任意入院の形態であっても漫然とした入院継続の防止と退院への意欲喚起の観点から、入院後1年経過時及び以後2年ごとに入院（継続）同意を書面で確認する仕組み※が設けられていますが、形式的な運用となっている可能性が高いと認識しています。本手続きを形式的な運用に留めず、機会を生かし、患者本人及び支援者がともに、入院長期化の意識と退院意欲の喚起や醸成につながるよう、本取組みを精神保健福祉士が行うことが有効と考えます。特に対象患者は、施設基準に精神保健福祉士の配置が設けられてない精神病棟入院基本料病棟に入院していることも多く、ソーシャルワークを担う者と出会っていないことが想定されます。既にある仕組みを有効活用できるようにすることが肝要と考えます。

<有効性>

長期入院患者の多くが精神保健福祉手帳を持たない、地域の支援者の存在を知らないなど、権利遂行や情報アクセスができていない状況が改善されることで、当該患者の退院意欲の喚起につながることや、満足度が向上すると考えられます。

※「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日、障精第22号）

6. 精神科救急入院料（A311）及び精神科急性期治療病棟入院料（A311-2）の精神保健福祉士の配置基準を見直してください。

<具体的要望内容>

以下のように施設基準等の見直しを行ってください。精神科救急入院料施設基準における精神保健福祉士の配置を患者20名に対し1名とすること、及び精神科急性期治療病棟入院料施設基準における精神保健福祉士の配置を患者30名に1名としてください。

<理由>

両病棟への入院患者の多くは、急性期症状の一定回復後に、退院及び地域生活定着に必要な多様な生活困難課題の調整を行う期間が必要となります。入院前における地域生活や関係機関の状況の把握、家族関係調整や必要な制度活用や福祉サービス導入、居住資源調整など、時間と労力が欠かせません。適切な支援を行わないまま退院を迎えると、地域定着におけるハイリスクとなります。

既に多くの精神科救急入院料病棟では基準以上の加配を行っている現状があり、要望するケースロードの妥当性を示す証左と考えます。

<有効性>

現行評価を変えるものではありません。

参考資料④ 精神科救急病棟に勤務する精神保健福祉士と医療機関に勤務する精神保健福祉士全体との業務比較 [PDF : 546KB]

<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/yobo/request20210721/referencedata04.pdf>

7. 入院集団精神療法（I 005）及び通院集団精神療法（I 006）の算定要件を見直してください。

<具体的要望内容>

入院集団精神療法及び通院集団精神療法の算定要件のうち、「精神科を担当する医師及び1人以上の精神保健福祉士又は公認心理師等により構成される2人以上の者が行った場合に限り算定する。」を「精神科医又は精神科医の指示を受けた精神保健福祉士若しくは公認心理師等で構成される2人以上の者が行った場合に限り算定する。」に変更してください。

<理由>

令和2年社会医療診療行為別統計によると2020年6月審査分の入院集団精神療法は2,728件と前年同月比で約3割減、通院集団精神療法は666件と前年同月比で約7割減と新型コロナウイルス感染症対策の影響が推測されますが、いずれにしても低調に推移しています。その要因の一つには、実施職種として1人以上の精神科医が必須となっていることが考えられます。精神科医については近年の精神障害者数の増加傾向に鑑みて、通常の個別診療とは別に集団精神療法を実施する時間を確保することは極めて困難な状況にあります。このため、依存症集団療法に関する算定要件に準じて、精神科医以外の職種による実施を可能とすることが適当です。

<有効性>

入院集団精神療法及び通院集団精神療法に取り組む医療機関が増えることによって、入院の長期化抑止や地域生活の安定的な継続に寄与することが期待できます。また、医師の働き方改革の取組みに照らして、精神科医の負担軽減にもつながります。

8. 精神保健福祉士情報提供料（仮称）を新設してください

<具体的要望内容>

医師からの診療情報とは別に、介護保険サービス、障害福祉サービス、行政、学校等関係機関との連携を図るために、医療機関や訪問看護ステーションに所属する精神保健福祉士が、当該患者の居住地を管轄する市町村または指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定することができるようにしてください。

<理由>

今般、実態調査結果も公表され、対策の検討や各地で相談窓口が設置されるなど大きな話題となっているヤングケアラーについては、精神疾患を抱えている方がケアの対象となっている場合があります。また「7040・8050」問題においても長くひきこもりや社会的活動から遠ざかっている理由に精神疾患が潜在化していたり、高齢の親が精神疾患を罹患していたりする場合があります。このように疾病より生活上の課題が前面に現れている場合に、精神保健福祉士による情報提供が課題のアセスメントや支援の連携及び協働の開始に有効であると考えます。

<有効性>

保険医療機関の精神保健福祉士がすでに把握している家族状況、経済状況、教育や就労状況、生活状況等を市

町村や介護・福祉事業所は求めています。精神保健福祉士がそれらの情報を書面で提供することが連携に有効に機能します。また「ヤングケアラーがケアをする家族に対しては、すでに医療、介護、福祉等の機関における医療ソーシャルワーカー等や介護支援専門員、相談支援専門員等の専門職の関わりがある場合も一定数あると考えられる。」（5月17日付報告）とされており、医療機関がヤングケアラーを発見した場合、適切な支援につなぐために有効と考えます。

標 題 精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

日 付 2021年7月21日

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

改正案によると精神保健福祉士試験の受験手数料の現行からの引き上げ率は、一般受験者で37.1%、同時受験者で37.9%、科目免除者で33.7%であるのに対して、社会福祉士試験については、一般受験者で25.5%、同時受験者で20.5%、科目免除者で24.7%の引き上げ率にとどまっている。受験者の立場に立つと、引き上げ率において社会福祉士試験との間で格差が生じていることに十分な納得が得られないのではないだろうか。

精神保健福祉士試験の受験者数は、2017年の第19回試験までは7千人超で推移していたものの、2018年以降漸減し、2021年の第23回試験では6,165人であった。社会福祉士試験との同時受験を考えている学生等の中では、今回の受験手数料の引き上げにより、精神保健福祉士試験の受験を断念する者が出て受験者数の減少に拍車をかけることになることを危惧するところである。

受験手数料については、国家試験ごとに受験者数と試験会場等の経費を勘案して設定されており、コロナ禍という不測の事態への対応として引き上げざるを得ないことは一定理解できる。しかしながら、今後も不測の事態が生じた場合には、精神保健福祉士に限らず国家試験に対する特例対応として、国庫による事務経費増大分の補填の措置をとるなど、受験者の不利益とならないよう配慮が必要であると考えます。

標 題 生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化に対する声明

日 付 2021年9月17日

発 信 者 日本ソーシャルワーカー連盟（公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口百香、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良昌徳）

私たちは、平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する組織です。

1. 保護の実施機関が行う「公権力の行使」の外部委託化に反対します

生活保護は、憲法第25条による健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立の助長を目的としています。保護の実施機関は、法定受託事務として、被保護世帯の個別事情、個別需要を把握し、必要即応として保護の決定や必要な施策を行うこととされています。

また、自治事務として、自立支援に資する施策を行うこととされており、生活保護の目的からすれば、その事務の一部又は全部を委託することは、憲法第25条に規定する生存権の保障を形骸化させ、私たちの生活を脅かす恐れがあります。

このような状況の中、令和3年3月31日付け事務連絡「保護の実施機関における業務負担軽減に向けた方策について」が発出され、「現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされています。

私たちは、生活保護の本旨を踏まえ、公権力の行使又はそれに関連する業務の外部委託化に反対し、その他の方策によって、生活保護業務の負担軽減を図ることを求めます。

2. 生活保護のケースワーカーの専門性の向上のための社会福祉士・精神保健福祉士の配置促進及び増員を求め

ます

人権と社会正義を原理とする私たちは、ソーシャルワーク実践の重要な担い手であり、貧困とこれに関わるさまざまな生活課題を抱えた被保護者のウェルビーイングの増進に向けて、エンパワメントを促すとともに、経済的自立のみならず、広く日常生活や社会生活で自立した生活が送れるように継続した支援を行うことができます。新型コロナウイルス感染症の影響は拡大し続け、収束の目途が立たない中で、現在の生活保護のケースワーカーの増員なくして、生活保護の被保護世帯の増加とともに多様化・複合化する被保護者のニーズに対応し、自立の助長を目指すことは困難です。

そのため、私たちは、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者の採用又は取得の促進などによるソーシャルワーク専門職の配置の促進及び生活保護のケースワーカーの増員を求めます。

標 題 子ども家庭福祉分野の資格について（要望）

日 付 2021年12月7日

発 信 者 公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口百香、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤政和

提 出 先 厚生労働大臣 後藤茂之 様

貴台におかれましては、平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

現在、厚生労働省社会保障審議会児童部会に位置づけられた社会的養育専門委員会（以下、専門委員会）において、子ども家庭福祉分野の資格について議論がなされておりますが、社会福祉士・精神保健福祉士は、ソーシャルワーク専門職として、児童虐待に対して責任をもって取り組んでいきたいと決意しています。

そこで専門委員会において、子ども家庭福祉分野の資格について、議論のとりまとめをされるにあたり、下記の事項について要望しますので、どうぞよろしくおねがいします。

記

1. 子どもへの支援を強化する方法としては、新しい国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職として既存の国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士を基盤とし、その上に子ども・家庭に関する内容を上乘せ・強化した認定を行う仕組みにするべきです。
2. 施策を推進するにあたっては、1. で示したような認定を受けた者について、児童相談所や児童養護施設等の配置要件として法令等に明確に位置づけた上で、その配置・活用が着実に進められるよう、加算や加配等の措置を設けることが必要不可欠です。
3. 児童相談所の児童福祉司の約半数が、社会福祉士や精神保健福祉士資格を有していない現状を踏まえ、経過措置を設けることで児童福祉司の資質向上を図っていくべきと考えます。なお、経過措置については5年間程度の年限を設けることとし、早急に社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得者が子ども家庭福祉分野のソーシャルワークを担う仕組みを確立すべきです。

標 題 「日本標準職業分類」の見直しに関する要望書

日 付 2021年12月16日

発 信 者 ソーシャルケアサービス研究協議会 会長 白澤政和

提 出 先 総務大臣 金子恭之 様、総務副大臣 田畑裕明 様、総務大臣政務官 三浦 靖 様

日本標準職業分類は、国勢調査や就業構造基本調査等の各種統計で利用されているだけではなく、ハローワークで使用されている厚生労働省編職業分類の大分類・中分類が一致・準拠していることから、わが国の就労支援における重要な統計基準であると承知しております。

介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士資格は、身体的・精神的・社会的に困難な状況に置かれた方を専門的知識及び技術をもって支援することの必要性から、法律上に位置づけられた国家資格として創設されたものですが、いずれの国家資格も、その資格名称をもって分類項目とされておりません。特に介護福祉士についていえば、介護福祉専門職は大分類「専門的・技術的職業従事者」として位置付けられておらず、「サービス職業従事

者」に分類されている状況です。

職業分類については、「公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。」(日本標準職業分類一般原則第4項)」とされています。三福祉士ともに、それぞれのサービス提供における重要な役割が期待されていることは、厚生労働省の審議会報告でも明らかであり、福祉士の資格名称をもって分類項目としていただくことを要望いたします。

なお、職業分類において、各資格が分類項目として明確に位置付けられることは、介護・福祉職の魅力や訴求力の向上、人材確保、定着促進等に繋がり、福祉サービスの質の向上、そして国民の福祉の向上につながるものと考えます。

標 題 子ども家庭福祉分野の資格について (要望)

日 付 2021年12月17日

発 信 者 公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口百香、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤政和

提 出 先 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 座長 山縣文治 様

貴台におかれましては、平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

子ども虐待は、複雑で複合的な課題があり、子どもを中心として家族や学校、地域社会との関係等、幅広いアセスメントとアプローチが求められます。様々な対象に適切に働きかけるためにはソーシャルワークの知識や技術が必要であるとの認識に基づき、ご議論頂いていますことに敬意を表します。

2015年にスタートした「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の議論から6年が経過しています。今回の専門委員会における検討は、児童相談所をはじめとした子ども家庭福祉分野においてソーシャルワークを強化する方向にあり、子ども虐待の撲滅に向けた好機であります。そのことをふまえ、以下の2点について要望いたします。

記

[要望]

1. 子ども虐待は、頻繁に発生しており、その撲滅に向けて、これまでの専門委員会の意見をまとめて結論を出していただきたい。
2. 多くの委員の意向である社会福祉士や精神保健福祉士等に専門的かつ実践的な研修を上乗せする形である、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)を認証する厚生労働省案を認めていただきたい。

[理由]

1. 子ども虐待という喫緊の課題に対し、今回の専門委員会で結論を出すことが求められています。この機会を逃すことは、子どもの人権を守る姿勢が問われることとなります。
2. 今回、厚生労働省が提案している「上乗せ型」の場合、教育の時間数は約1700時間となり、「独立型(1200時間)」よりも大幅に拡充できます。結果、ソーシャルワークを基盤にして、子ども家庭福祉分野での十分な修学を積んだ人材を、児童相談所をはじめ、子ども家庭福祉分野に輩出することができます。さらに、人材の専門性に関する質の担保については、教員やカリキュラム内容の厳しい審査により養成教育の質を担保する方法や、学生に試験を課して習熟度を確認することが考えられます。
3. 養成校経営者の団体である福祉系大学経営者協議会は、第36回社会的養育専門委員会(2021年11月5日)へ、「上乗せ型」が望ましいとする意見書を提出しています。また、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の調査(2020年10月)でも、上乗せなどで充実・強化する方法への支持が68%(109課程)で、別の養成課程の設置支持は1%(1課程)に過ぎません。養成校は、社会福祉士や精神保健福祉士への「上乗せ型」が望ましいと考えていることを示しています。
4. 毎年、社会福祉士合格者は約11,000名、精神保健福祉士は約4,000名であり、仮にその1割が子ども家庭福祉分野を選択すれば約1,500人の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)を輩出することとなります。

これは、児童相談所職員が 5,000 人に達していない現状に鑑みて、子ども家庭福祉分野での人材確保に十分対応できるといえます。

5. 日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会は、現在、子ども家庭福祉分野に従事しているソーシャルワーカーが高度な専門性を習得すべきと考え、職能団体として連携してモデル研修を実施しており、現任者研修を速やかに開始できるよう十分な準備をしています。

標 題 障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しに関する意見

日 付 2022 年 2 月 1 日

発 翰 番 号 JAMHSW 発第 21-413 号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 自由民主党 政務調査会 障害児者問題調査会長 田村憲久 様

精神障害のある人々の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を行う立場から、下記の通り意見を申し上げます。

記

I 法改正に係る意見

1. 利益追求の企業参入による弊害を防止するために、障害福祉サービス等事業者の責務を条文化して、事業者は障害者および障害児の権利擁護をそのサービス提供の前提とし、決して事業者の利益を優先してはならないことを規定する必要があります。
2. 既存のグループホームについては利用者の意向を十分に尊重することを前提として、さらなる地域移行を促し、複雑・多様化した社会課題における自立を支援する機能を有する通過型グループホームを新たな類型として創設する必要があると考えます。
3. 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が「一般的な相談」も受けられる仕組みの導入が必要です。
4. 基幹相談支援センターを必置制として、一定の人口に対する精神保健福祉士等専門職の人員配置基準等を定める必要があると考えます。
5. 市町村における申請から支給決定までの期間の長さや支給決定の判断のばらつきなどの格差を是正するため、障害支援区分の認定は、申請後 30 日以内に決定される仕組みとし、申請から支給決定までの間の暫定プランを原則として認めるとともに、必要な財政措置を講じる必要があります。また、全国共通の評価軸を策定して、市町村の自己評価を公開するなどの仕組みの導入が必要です。

II 障害福祉サービス等報酬に係る意見

1. すべての障害福祉サービス等において、ピアサポート体制加算等の創設が求められます。
2. 自立訓練（生活訓練）において、就労継続支援 B 型に設けられている地域協働加算の対象活動を参考として「地域づくり活動」を評価する必要があります。
3. 地域定着支援において、地域定着支援台帳へのクライシスプラン等の記載欄の追加、自己対処能力の向上や社会資源のマネジメントに着目した個別支援計画の作成を必須として、緊急時以外の支援の評価が必要です。
4. 自立生活援助において、集中支援加算（仮称）の創設や利用者が入院した場合の支援やケア会議参加等の評価が必要です。
5. 地域移行支援においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用者の減少傾向に鑑みて、事業者の実績評価に対する配慮が必要です。

III その他の意見

1. 地域移行を希望する人の住居確保の観点から、（自立支援）協議会と居住支援協議会が協働する仕組みの導入が必要です。
2. 宿泊型自立訓練において、共同生活援助の入居者に対する家賃助成（特定障害者特別給付費）と同様に、利用者の室料助成制度の創設が必要と考えます。
3. 障害者雇用事業所や就労継続支援事業所などへの優先発注などに対して、協力企業へのインセンティブが働

くような横断的な仕組みを作る必要があります。

標 題 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに関する意見

日 付 2022年2月8日

発 行 番 号 JAMHSW 発第21-414号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 公明党 障がい福祉委員会 委員長 三浦信祐 様、事務局長 宮崎 勝 様

精神障害のある人々の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を行う立場から、下記の通り意見を申し上げます。

記

I 法改正に係る意見

1. 利益追求の企業参入による弊害を防止するために、障害福祉サービス等事業者の責務を条文化して、事業者は障害者および障害児の権利擁護をそのサービス提供の前提とし、決して事業者の利益を優先してはならないことを規定する必要があります。
2. 既存のグループホームについては利用者の意向を十分に尊重することを前提として、さらなる地域移行を促し、複雑・多様化した社会課題における自立を支援する機能を有する通過型グループホームを新たな類型として創設する必要があると考えます。
3. 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が「一般的な相談」も受けられる仕組みの導入が必要です。
4. 基幹相談支援センターを必置制として、一定の人口に対する精神保健福祉士等専門職の人員配置基準等を定める必要があると考えます。
5. 市町村における申請から支給決定までの期間の長さや支給決定の判断のばらつきなどの格差を是正するため、障害支援区分の認定は、申請後30日以内に決定される仕組みとし、申請から支給決定までの間の暫定プランを原則として認めるとともに、必要な財政措置を講じる必要があります。また、全国共通の評価軸を策定して、市町村の自己評価を公開するなどの仕組みの導入が必要です。

II 障害福祉サービス等報酬に係る意見

1. すべての障害福祉サービス等において、ピアサポート体制加算等の創設が求められます。
2. 自立訓練（生活訓練）において、就労継続支援B型に設けられている地域協働加算の対象活動を参考として「地域づくり活動」を評価する必要があります。
3. 地域定着支援において、地域定着支援台帳へのクライシスプラン等の記載欄の追加、自己対処能力の向上や社会資源のマネジメントに着目した個別支援計画の作成を必須として、緊急時以外の支援の評価が必要です。
4. 自立生活援助において、集中支援加算（仮称）の創設や利用者が入院した場合の支援やケア会議参加等の評価が必要です。
5. 地域移行支援においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用者の減少傾向に鑑みて、事業者の実績評価に対する配慮が必要です。

III その他の意見

1. 地域移行を希望する人の住居確保の観点から、（自立支援）協議会と居住支援協議会が協働する仕組みの導入が必要です。
2. 宿泊型自立訓練において、共同生活援助の入居者に対する家賃助成（特定障害者特別給付費）と同様に、利用者の室料助成制度の創設が必要と考えます。
3. 障害者雇用事業所や就労継続支援事業所などへの優先発注などに対して、協力企業へのインセンティブが働くような横断的な仕組みを作る必要があります。

標 題 旧優生保護法大阪高裁判決に対する声明

日 付 2022年2月25日

発信者 日本ソーシャルワーカー連盟（公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口百香、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良昌徳）

私たちは、平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する組織です。

2022年2月22日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法の下に行われた強制不妊手術に関し、憲法違反であることを認め、除斥期間についても、「適用をそのまま認めることは著しく正義・公平の理念に反し、適用が制限されるものと解するのが相当だ」と結論付け、初めて国に賠償を命じる判決を言い渡しました。

私たちは、2020年8月7日及び12月12日付けで、この問題に関し声明を發出し、「旧優生保護法の下での強制不妊手術は憲法違反であること」「国策による『人生被害』に対し、20年という除斥期間を適用することは社会正義・公平に著しく反すること」について、意見表明を行ってきました。

私たちは、このたびの大阪高裁判決を支持するとともに、国がこの判決を真摯に受け止め上告することなく、高齢である被害者が一刻も早く人としての尊厳と被害の回復ができることを強く望みます。

標 題 障害者総合支援法改正に係る要望書

日 付 2022年3月10日

発翰番号 JAMHSW 発第21-468号

発信者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提出先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 部長 田原克志 様

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、社会保障審議会障害者部会においては、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の見直しに関する議論が間もなく再開されることと承知しております。

つきましては、障害者総合支援法の改正に向けて、本協会は精神障害者の社会的復権を目指し、地域生活支援を実践するソーシャルワーク専門職の立場から、下記の通り要望いたしますので、精神障害者もあたり前に暮らせる地域共生社会を実現するために、ご高配のほどよろしく願いいたします。

記

I 法改正に係る要望事項

1. さらなる地域移行を促し、複雑・多様化した社会課題における自立を支援する機能等として、通過型グループホームを創設してください。

精神科病院を退院した方が、今後の自分の望む暮らしについてじっくり考えることや地域生活を送るうえでの支援体制整備等準備を行うため、一定の入居期間中に、必要に応じて直接支援を提供しながら、適切な訓練や支援体制のマネジメントを提供する「通過型グループホーム」の創設を要望いたします。地域移行がより一層促進されるためにも、早期に実現することが肝要と考えます。

また、通過型グループホームの創設にあたっては、支援の内容に照らし合わせて、ソーシャルワーク専門職である精神保健福祉士や社会福祉士の配置が必要と考えます。

2. 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が一般的な相談も受けられる仕組みを検討してください。

指定特定相談支援事業者は、計画相談支援のほか基本相談支援を行うこととされていますが、市町村障害者相談支援事業における一般的な相談（委託相談）との棲み分けが困難であり、住民や関係機関等にわかりにくい現状があります。また、精神障害者の中には長期間にわたり障害福祉サービスの利用の手前で悩む方や、精神疾患の病状に浮き沈みがあるため粘り強い伴走型の支援が必要になる方も少なくありません。

そのため基本相談支援については、その枠を広げただうえで、報酬を確保するなど、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が「一般的な相談」も受けられる仕組みを検討してください。

3. 基幹相談支援センターを必置制として、人員配置基準等を定めてください。

全国的に、基幹相談支援センターの設置率は45%と進んでいるところですが、人口規模やカバーエリアに対するセンターの設置基準などが明確ではなく自治体によって設置数等にばらつきがあります。そのため基幹相談支援センターの設置基準（人口・人数等）を定めるよう要望します。

具体的には、介護保険法における地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準「第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数として、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を最低限それぞれ各1人」にあるように、一定の人口に対して数名の基幹相談支援センターの職員を必置とすることを定めてください。

また、地域づくりと人材育成、運営管理における助言・指導のために、基幹相談支援センターの設置は必須にしてください。

4. 障害支援区分の認定は、申請後30日以内に決定される仕組みとするとともに、財政的な措置を検討してください。

障害支援区分の認定については、市町村によって決定までの期間に大きなばらつきがあり、申請から3か月近くかかる自治体も存在しています。地域生活に必要な福祉サービスの速やかな利用、公平性を担保するために、ご検討ください。

II 障害福祉サービス等報酬に係る要望事項

1. すべての障害福祉サービス等において、ピアサポート体制加算等を創設してください。

2021年度の障害福祉サービス等報酬改定において、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労継続支援B型の一部においてピアサポート体制加算等が新設されましたが、どのような障害福祉サービス等においても、ピアサポーターの存在は、自立した地域生活のロールモデルとなりえます。

ピアサポーターが関わることにより、障害福祉サービスの効果的な利用が促進されるとともに、利用者がリカバリーの具体的なイメージを持つことが可能となり、日常生活や社会生活の質の向上等を考えられるようになる効果が期待できます。

2. 自立訓練（生活訓練）における地域づくり活動を評価してください。

自立訓練（生活訓練）においては、利用終了に向け、単に他のサービス等につなげるだけではなく、利用者個々のニーズに合った社会参加等の在り方を検討する必要があります。そのため、既存の社会資源でニーズの充足が難しければ、地域社会への働きかけを通じた社会資源開発が重要となります。そうした、いわば地域づくりは、支援の質の向上にもつながるため、自立訓練（生活訓練）に地域づくり加算の創設を要望します。

具体的には、就労継続支援B型に設けられている地域協働加算の対象活動を参考として「地域に出て取り組むこと（地域の美化活動や花壇の水やりなど）」や「地域課題の解決のために取り組むこと（地域の見守り隊や災害時等の危険箇所の把握など）」、「地域の方々と取り組むこと（自治会活動や防災訓練など）」を、地域づくり加算の対象とすることが適当であると考えます。

3. 地域定着支援のあり方について

障害者が自分らしい生活を送るための手厚い地域生活支援体制の構築のためには、地域定着支援を活用して緊急時等の対応を行うことが効果的と考えます。

また緊急時の対応のみだけでなく、緊急時ではない普段の関わりも重要です。「適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握」が算定要件とされていますが、状況把握だけではなく、例えば「緊急時の対応について本人と支援者で話し合う」「クライシスプランの作成を行う」「地域の防災訓練と一緒に参加する」等の支援も重要です。

そのため、地域定着支援台帳にそうした内容の記載を必須化すること、あるいは自己対処する力を伸ばすというようなエンパワメントや対処に必要な社会資源のマネジメントの視点を取り入れた個別支援計画の作成を必須化しそのことに対する評価を検討してください。

4. 自立生活援助の支援にかかる報酬について

自立生活援助を利用中の方の中には同行支援だけではなく、頻度の高い（週に1回以上）訪問支援が必要な方がいます。例えば集中支援加算のような支援頻度に応じた加算を新設していただくことで、手厚い支援が必要な状態にある方に、これまで以上に支援を提供できるものと考えます。

また、自立生活援助利用中の方について、入院中の支援やケア会議参加等に係る評価をしてください。日常生活支援情報提供加算については通院中の利用者に関する精神科病院等への情報提供が対象となりますが、利用者が入院した場合において、自立生活援助事業者が地域生活支援に必要な支援や病院等との連絡調整を行った場合の評価を検討してください。

5. 利用が減少している地域移行支援事業所の実績評価に配慮をお願いします。

2021年度報酬改定により、地域移行支援サービス費は地域移行実績のある事業者をより評価する報酬体系となりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は地域移行支援にも大きく影響を及ぼし、増えつつあった利用者数も減少しています。

そのため、これまで実績のある事業所への影響が少なく済むようご配慮いただくとともに、改めて全国的に利用が促進されるような対応についてご検討をお願いいたします。

Ⅲ その他の要望事項

1. （自立支援）協議会と居住支援協議会の連動性を確保してください。

地域移行支援においては、住まい探しの困難さに対する課題があります。2021年度報酬改定では、居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進の観点から、地域相談事業者や地域生活援助事業者の取り組みに対する居住支援連携体制加算が新設されましたが、居住支援と福祉の連携は今後より一層促進していく必要があります。

そこで自立支援協議会が居住支援協議会と連携することで、課題解決の進展が期待されます。居住支援協議会と（自立支援）協議会とが協働できるような仕組みを導入してください。

2. 宿泊型自立訓練の利用者の室料助成をしてください。

共同生活援助の入居者に対する家賃助成（特定障害者特別給付費）は、2011年10月から地域移行を進める目的で創設された制度ですが、宿泊型自立訓練も地域移行支援を促進する資源です。今後さらに宿泊型自立訓練を利用して地域移行を促すという観点から、共同生活援助と同額の室料助成をご検討ください。

以上